



経 営	1 5 9
経 済	3 0

高知県幡多地域林業の分析 (I)

—— 林業地域育成機能に関する調査研究 ——

昭和 4 5 年 2 月

農 林 省 林 業 試 験 場 経 営 部

は し が き

この調査研究の企画、現地調査、とりまとめについては、すべてわれわれ二人が終始連携をとりながらすすめてきたが、後章(Ⅳ)で述べる「公共投資」の計画には、県の関係部課などとの頻繁な接触を必要とし、そのほとんどを都築が担当した。粗稿は主に高木がまとめたが、本稿は、それを粗材にしながら二人のあいだで共同討議を重ね、作成したものである。

この調査研究は、43年3月に着手し、同年10月、成果の一部を日本林学会関西支部大会で報告(都築・高木：未開発地域における地域振興と林業——高知県格多地域の分析——日林関西支部第19回大会講演集P205)した。

この調査研究に対して、種々ご便宜を賜った高知県をはじめ関係機関や関係の方々に、厚くお礼を申し上げる。

45・2・21

高 木 唯 夫

(経営部 経済研究室)

都 築 和 夫

(四国支場 経営研究室)

は し き

I 課題と方法	3
II 地域の概要	4
(1) 図 域	4
(2) 自然環境	7
(3) 交通条件	7
(4) 人 口	8
(5) 産業別粗生産額	9
(6) 産業別就業者数	11
(7) 経済地帯区分	13
III 林業生産の地区別比較	14
(1) 林野面積と林野率	14
(2) 人工林率 (I)	15
(3) 人工林率 (II)	16
(4) 森林面積・蓄積	18
a) 対地域比	18
b) 地区別構成比 1 —— 民有・国有別 ——	21
c) " 2 —— 民有林主要樹種別 ——	22
d) 民有林広葉樹林面積	23
(5) 林家、保有山林農家	24
(6) 林業労働	26
a) 林業労働者数	27
b) 性別構成	30
c) 年齢構成	30
d) 雇用主体別就業構成	30
(7) 木材伐採量	30
(8) 木炭生産量	33
(9) しいたけ生産	35
(10) 製材・チップ生産	35

III 森林組合	37
IV 林業地域育成機能の現況	40
(1) 視 点	40
(2) 幡多を中心とした地域開発施策の概要	41
(3) 公共投資活動の実態と性格	43
a) 高知と全国との比較	43
b) 幡多と全県との比較	45
c) 最近の林業部門における公共投資の特徴 ——幡多と全県との比較——	47
d) 「公共投資」の部門別推計と特徴	49
i 推計範囲	49
ii 推計「公共投資」の額の推移と特徴	54
e) 林業部門内部における「公共投資」の推移と特徴	55
f) まとめ	56
(4) 地域振興に関する県単事業の紹介	56
——「県」の果たす育成機能の実情——	
a) 高知県過疎対策特別事業一覧と総合融資制度	56
b) 高知県山村振興特別対策事業(県単山振事業)	58
i 制度の概要	58
ii 実施の状況	60
c) 集団契約造林奨励事業	64
i 制度の概要	64
ii 実施の状況	64
d) 林業経営受託促進事業	69
i 制度の概要	70
ii 実施の状況	70
e) まとめ	71
V 今後の課題	74
付 表	74
付 属 資 料	90

高知県幡多地域林業の分析(Ⅰ)

林業地域育成機能に関する調査研究

高 木 唯 夫

郡 築 和 夫

(45・2・21)

I 課題と方法

高知県西南地域の大部分を占める幡多郡一帯は、最近の昭和30年代前半まで、カシ類を主とした黒炭生産では、全国的にも有名な木炭生産地のひとつとして特徴づけられ、今日的な言葉でいえば「木炭生産の主産地」、を形成してきた。

しかしながら、他の木炭生産地がそうであったように、この地域においても、燃料革命の大波を蒙らないわけにゆかず、30年代後半からきわめて顕著になった木炭の需要減少のために、木炭生産は急速に減少の方向をたどった。

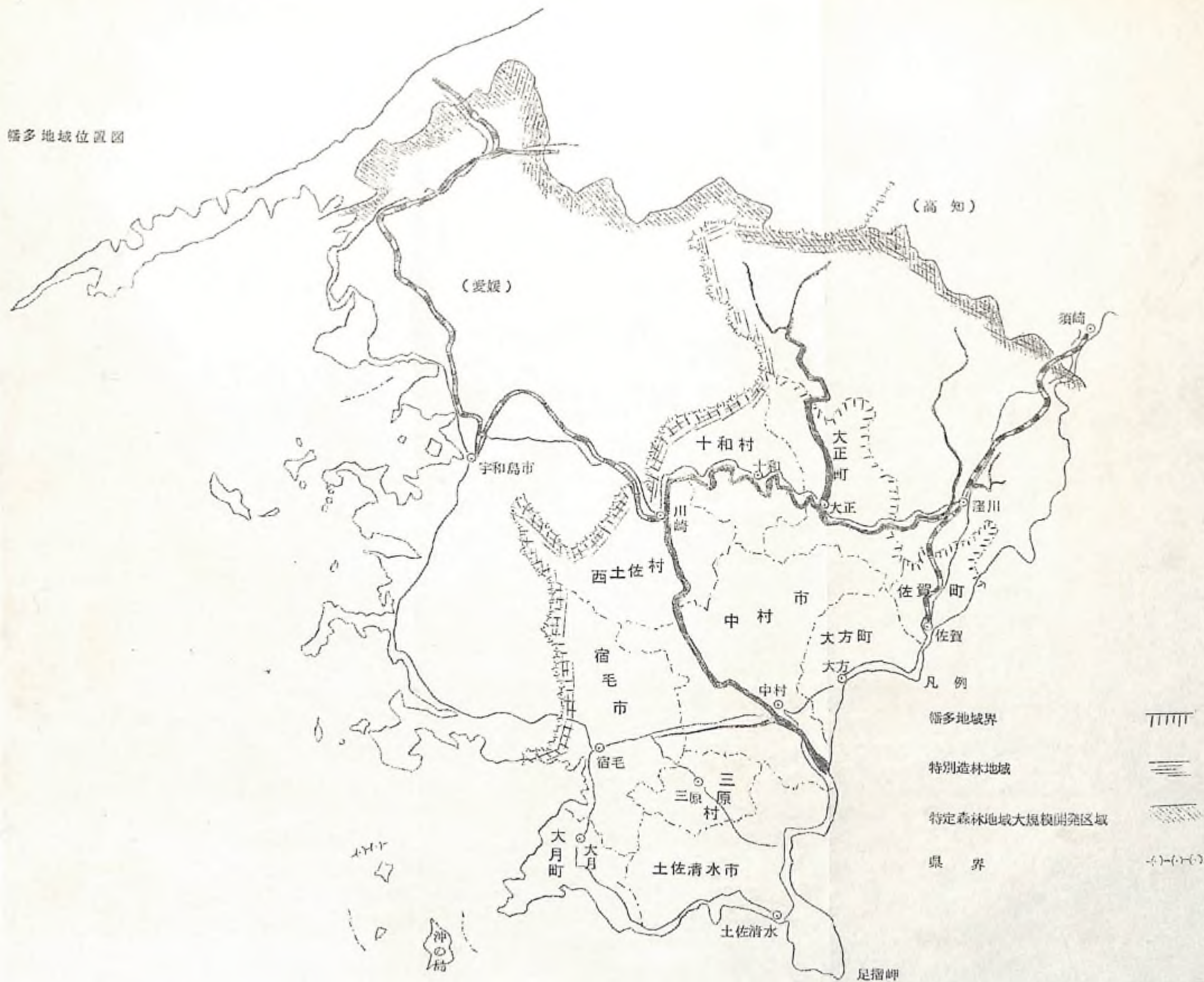
このことは、従来まで、幡多地域の経済を支えてきた木炭生産を中心とした林業生産のもつ性格と役割りが、今後大きく変らざるをえないことを物語っている。

そして、このような変化は、今日にいたるまで、この地域では第1次産業への依存が強かっただけに、地域住民に及ぼす影響も、きわめて大きく、そのあらわれのひとつとして、林業をはじめ第1次産業に従事してきた就業者やその家族が地域外へ移動し、地域人口の地域外への流出が年を経るとともに顕著になりはじめ、いわゆる「過疎化現象」をひきおこしつつある。

このような状況下にある幡多地域の今後における地域振興の鍵は、まずもって、地域にひろく存続している諸資源を有効に利用しながら、地域における農林業進展の可能性を、いかにひき出し、かつそれを地域のなかに定着させ、かつ、それらの活動に直接、間接に関与する従事者の社会生活面をいかに安定させるかにかかっている。

この問題に接近するため、われわれは、この研究においてはとくに、つぎの5つの点を念頭に置く。すなわち、①地域に広面積にひろがる広葉樹林地に対して、拡大造林を推進し、用材生産のための基礎づくりの可能性の検討をすすめる。③また、広葉樹林地のうちの一部をシイタケ原木に適するように樹種更改し、シイタケ生産のための基礎づくりの検討をすすめる。

第1図 幡多地域位置図



の対象となることはいうまでもない。

15

Ⅱ 地域の概要

(1) 圏域

本稿で対象とする軽多地域とは、軽多事務所が管轄するところの高知県西南部の3市7カ町村、すなわち中村、宿毛、土佐清水の3市、および佐賀、大正、大方、大月の4カ町、ならびに十和、西土佐、三原の3カ村をさす。(第1図参照)。

軽多地域の面積は1,900km²、人口は40年の国勢調査によると14.0万人で、それぞれ県全体の約27%、17%に相当している。

高知県西南部に関する圏域の画定については、上述した本稿のごとき観点のもとで行なう場合のほか、下記のごとき幾つかのものがあつて、論述の進展に応じて適宜比較材料として用ゐねばならないことはいうまでもない。

すなわち、

- ① 地域森林計画作成のさいの圏域：軽多森林計画区という場合には、上述の3市7カ町村のなかから、大正と佐賀の2カ町が除かれている。
- ② 国有林の経営計画作成のさいの圏域：先般の経営規定改正前の経営計画においては、上記①とほぼ同じ範囲を対象に、軽多経営計画区が設けられていたが、43年度の改正、44年度施行で、愛媛の南予を対象として設けられていた南予経営計画区と台合し、「四国西南地域経営計画区」が新たに設けられ、その範囲は、愛媛と高知両県にまたがり、管轄営林署でいうと宇和島、宿毛、中村、川崎、土佐清水の各署を包含している。
- ③ 広域市町村圏設定のさいの圏域：最近自治省が中心にすすめている上記の圏域で指すところの軽多圏域からは、十和村と大正町の2地区が除かれ、残り8カ市町村で構成されている。
- ④ 特別造林計画案という圏域：最近(43年)高知営林局が提唱しはじめた「四国西南地域特別造林計画案」(注1)でさす圏域は、本稿で対象とする中村をはじめ10カ町村のほか、窪川、梶原、東津野、大野見、中土佐の5町村が加わっている。

なお、43年度、経済企画庁、林野庁で実施した特定森林地域大規模開発調査事業での圏域は、高知、愛媛両県にまたがり、高知県側は、さきの四国西南地域特別造林計画案の圏域と一致し、15カ町村を含んでいる。一方、愛媛県側は、大州市、八幡浜市以南の20カ町村を含み、全体で35カ町村を含む広大な地域である。

(第1図 参照)

(2) 自然環境

軽多地域は、高低差が少なく、蛇行の著しいことで有名な四万十川が、地域の中央部を縦貫している。そして、その蛇行状態から知られるように、この地域の山地は、比較的緩やかな形状を呈している。

軽多地域の年平均気温、年降水量は、宿毛で、15.8℃、2,340mm、足摺岬が17.4℃、2,450mm(いずれも昭和40年)を示し、高温でやや多雨。

そのため、この地域は農作物の栽培や林木の生育に適しているが、また、台風常襲地帯にあつており、四万十川を中心に、今日まで相当の被害を蒙ってきた。

地質は、中・古生層の頁岩か、また、土壌はBc型がそれぞれ主で、ヒノキの生育にきわめて適している。

なお、上述したごとき地形と四万十川を中心とした河川の蛇行状況から、谷の形も緩やかで、したがって、この地域における大部分の集落は河川沿いに形成されており、山腹にはほとんど見当たらない。

(3) 交通条件

軽多地域の中で最も基幹となる道路は、窪川、佐賀町を経て、この地域の中心中村市に達し、さらに宿毛市に至る国道56号線であるが、その実情は、最近まで、砂利道でかつ幅員も二車線の確保されない区間が多いまさに残されてきた。現在、これの改修工事が急ピッチですすめられている。

鉄道は、高知から、土讃線の終点窪川を終由して中村線がこの地域の入口佐賀町まで通じている。現在、これを延長する2本の新線建設工事が、これまた急ピッチですすめられており、この地域における永年の宿願を達しつつある。

2本の新線のうちのひとつは、窪川と江川崎間の43.9kmを結ぶもので、これは、戦時中に一部着工され、中断されたままになっている経緯をもっている。この新線が完成すると、軽多地域の北部(北軽地方)はその新線によって貫通され、土讃線で高知方面へ、また、愛媛の宇和島方面へ鉄道で結ばれることになる。

もう一本の新線は、上述の佐賀町から、さらに中村、宿毛方面への延長をはかろうとする中村線の延長工事で、現在、佐賀一中村間23.2kmの建設(中村線)がすすめられ、本年(45年)10月に開通の見通しにたっている。

これら、道路、鉄道の改修、新設が完成した際には、中村一高知間は、自動車または鉄道では約3時間と、現在の状態に比べ時間的には約30~40%の短縮が予想される。いいかえると、

中村市を中心としたこの地域の高知市に対する経済的距離は、それだけ短縮されることになる。

要するに、この地域の交通立地は、最近まで、きわめて悪い条件のもとにとり残されてきたが、今日ようやく改善に向いはじめたといえる。

ところで、この改善は、林業をはじめこの地域における諸々の産業の振興、さらにいえばこの地域をとりまく周囲の経済社会の発展に対応しながらこの地域の経済が進展してゆくために、まずもって必要な重要かつ基礎的な条件の整備につながる問題である。

(4) 人 口

人口については、いま、昭和30・35・40年の国勢調査結果から、この地域の特徴をみる(表Ⅱ-1参照)。

表Ⅱ-1 梶多地域の人口とその動き

区 分 市町村別	人 口		昭35年～昭40年の増減	
	昭40年	昭35年	増 減 数	増 減 率%
中 村 市	35,717	38,951	△ 3,234	△ 8.3
宿 毛 市	26,992	30,016	△ 3,024	△ 10.1
土 佐 清 水 市	26,725	29,944	△ 3,219	△ 10.8
佐 賀 町	5,812	6,257	△ 445	△ 7.1
大 正 町	5,829	6,767	△ 938	△ 13.9
大 方 町	11,710	13,366	△ 1,656	△ 12.4
大 月 町	11,465	13,688	△ 2,223	△ 16.2
十 和 村	6,157	7,004	△ 847	△ 12.1
西 土 佐 村	6,950	8,469	△ 1,519	△ 17.9
三 原 村	2,962	3,351	△ 389	△ 11.6
計	140,319	157,813	△ 17,494	△ 11.1
全 県	812,714	854,595	△ 41,881	△ 4.9
全 県 対 比 例	17.3	18.5	41.8	—

昭和40年国勢調査より

いま、地域全体では35年の15.8万人から40年では14.0万人とこの5カ年間に1.8万人、率にして12.5%の減少を示している。またこの地域では、30年から35年の5カ年間は

5.4%の減少となっている。

このことから、梶多地域における人口減少のテンポは、県全体に比べ著しく、しかもそれが最近(35～40年)において一層顕著にあらわれている。

これをさらに地域内の市町村別にみると、梶多地域のなかで交通立地のきわめて悪い大月、三原、十和では人口の変化が30～35年には、6%、8%、8%、また、35～40年には、16%、12%、12%と両期間をとおして、いずれも上回っている。他方、それとは対照的に、この地域の中心である中村市およびこの地域中もっとも高知市に近くて、高知市にいたる鉄道が通じている佐賀町では、人口の変化が30～35年には、4%、3%、35～40年には8%、7%と、両期間をとおして、いずれも地域の人口減少率の平均以下にとどまっている。

人口の変化は、他方、県平均減少率では、30～35年が3%、35～40年が5%と示されており、この減少水準と上述の梶多地域平均および地域内各市町村のそれを比較すると、30～35年の5カ年間は、梶多地域10市町村のうち8市町村までが県平均よりも減少してはいるものの、その程度は小さい。それに比べると35～40年では、地域平均の12%は県平均5%の2倍以上もの減少を示しており、最近におけるこの地域での人口減少のテンポは早い。地域の10市町村のうち、西土佐では、30～35年には4%と地域10市町村中ただ一村のみ人口増加を示していたが、35～40年には18%と、10市町村中減少の程度がもっとも著しいという、きわめて極端な様相を呈している。

上述のごとく、最近5カ年に平均12.5%の人口減を示したということは、年平均では2.5%減にあたり、この数値ひとつからでも、この梶多地域全般に過疎化現象が進行しているとみなされ在目される。

なお、55才以上に対する15～29才までの人口比率によって、人口老化傾向をみると、地域平均では、35年で89、40年で110と示されている。35年時点では55才以上に比べて15～29才の人口が多かったが、最近の40年時点では、同年令層人口の関係が逆転し、地域全般の老化現象の進行が明瞭にあらわれている。なおこの現象の進行テンポは、地域内でも、交通立地の良好な佐賀町(98)、市部の宿毛(92)、中村(108)などでは、地域平均に比べると若干遅い。

(5) 産業別粗生産額

梶多地域における産業別粗生産額についてみてゆきたい。

いま、資料の関係で、産業部門を農、林、水産および商工に4大別しながら、昭和35、39、40、41年別に粗生産額をみると、表Ⅱ-2のごとく示される。なお、同表には、梶多地域

表Ⅱ-2 部門別粗生産額の推移

(単位: 100万円)

地域	産業部門	年次		昭 3 5 年		昭 3 9 年		昭 4 0 年		昭 4 1 年	
		粗生産額	伸び率	粗生産額	伸び率	粗生産額	伸び率	粗生産額	伸び率	粗生産額	伸び率
轄多地域 (a)	農 業	3,623	100	5,439	150.1	5,467	151.0	6,491	179.2		
	林 業	4,302	100	3,561	82.8	4,145	96.4	4,838	112.5		
	水 産	1,443	100	1,913	132.6	2,730	189.2	3,666	254.1		
	商 工	1,225	100	2,140	175.0	2,943	240.2	3,700	302.0		
	計	10,593	100	13,053	123.2	15,285	144.3	18,695	176.5		
高知県 (b)	農 業	1,980	100	3,106	156.9	3,624	183.0	4,340	219.2		
	林 業	1,553	100	1,307	84.2	1,580	101.7	1,785	114.9		
	水 産	4,446	100	1,338	30.0	1,692	38.0	1,958	44.0		
	商 工	5,783	100	6,033	104.5	7,044	121.8	8,538	147.7		
	計	7,762	100	12,355	159.2	13,942	179.6	16,623	214.2		
金県対比 (a/b)	農 業	18.3	—	17.5	—	15.1	—	15.0	—		
	林 業	27.6	—	27.2	—	26.2	—	27.1	—		
	水 産	32.5	—	14.3	—	16.1	—	18.7	—		
	商 工	3.2	—	3.2	—	4.2	—	4.3	—		
	計	13.6	—	10.6	—	11.0	—	11.5	—		

注1) 「統計からみた轄多地域の現況」および県開発総合計画附属資料より作成。

注2) 伸び率は昭和35年を100とした。

と同時に高知県全体についても示す。

轄多地域全体の粗生産総額は、昭和35年106(億円)、昭和41年187(億円)で、35年=100.0に対して41年=176.5と伸びている。他方、高知県の産業全体では、35年776(億円)、41年1,662(億円)で、その伸び率は35年=100.0、41年=214.2となっている。したがって、轄多地域全体の粗生産額の伸びは高知県全体の粗生産額の伸びに比べると、伸び方の程度は鈍い。

つぎに林業の粗生産額についてみる。まず、その伸び率を比較する。この率は、35年から40年にかけて、轄多地域では100.0から112.5へ、県全体では100.0から114.9へと、ほぼ同程度(13~15%)を示しており、轄多地域、県全体いずれの場合にも、ここに掲げた4つの産業分類中ではもっとも小さい。

つぎに林業の粗生産額と産業全体の粗生産額を比較する。そのために構成比を求めると表Ⅱ-3のごとく、林業は4部門分類中、高知県全体では、35年第3位にランクされている以外は39、40、41年の各年はいずれも商工、農業、水産業につづいて最下位にとどまっ

ている。しかし、轄多地域においては、35年は第1位(40.6%)、35、40、41年の各年次においても農業に次いで第2位を占めている。

表Ⅱ-3 産業別粗生産額構成比(%)

地域	産業部門	年 次			
		昭 3 5	昭 3 9	昭 4 0	昭 4 1
轄多	農 業	34.2	41.6	35.8	34.7
	林 業	40.6	27.3	27.1	25.9
	水 産	13.6	14.7	17.9	19.6
	商 工	11.6	16.4	19.2	19.8
	計	100.0	100.0	100.0	100.0
全 県	農 業	25.5	25.2	26.0	26.1
	林 業	20.0	10.6	11.3	10.7
	水 産	5.7	10.8	12.1	11.8
	商 工	48.8	53.4	50.5	51.4
	計	100.0	100.0	100.0	100.0

注) 前掲表Ⅱ-2より算出

したがって、概括的な表現ではあるが、轄多地域の経済においては県全体におけるよりもさらに一層、林業部門のウエイトが大きい。いかえると冒頭にも述べたごとく林業部門への依存を高めているとみることができる。

④ 就業者数

各産業の生活を支えている就業者について、その推移をみると、表Ⅱ-4、表Ⅱ-5のとおり示される。就業者総数は昭和25年8.3万人いたが、それ以降減少をつづけ40年には6.6万人と、15年間に1.7万人減少をみている。第1次産業では、昭和25年6.4万人いたが、それ以降は上述の全産業の傾向と同じく減少をつづけ昭和40年3.6万人へと、同じ15年間に2.8万人、産業全体に占める構成比では77.0%から54.3%へと減少をみせている。第1次産業のうちの林業についてみると、昭和25年の5.8千人から、30年7.5千人、35年6.8千人と増大傾向を示し、35年から40年にかけて減少に転じている。そして、産業全体

表Ⅱ-4 嵯多地域における産業別および男女別就業者数の推移

区 分	昭 2 5 年			昭 3 0 年			昭 3 5 年			昭 4 0 年		
産 業	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
総 数	83321	45323	37998	81901	45231	36670	77462	42681	34782	66260	32440	28820
第一次産業	農 業	51870	21804	30066	44466	19810	24656	36648	16271	20377	27560	12892
	林 業	5814	4667	1147	7501	5526	1975	6804	4539	2265	2326	1285
	水 産 業	6450	6034	416	6231	5275	956	6226	5423	803	6102	5295
	小 計	64134	32505	31629	58198	30631	27567	49678	26233	23445	35988	19972
第二次産業	鉱 業	33	33	0	81	71	10	138	92	46	233	193
	建 設 業	2926	2461	465	3089	2625	464	4743	3517	1226	5620	4072
	製 造 業	3805	2787	1018	3161	2306	855	2717	1874	1043	5274	2018
	小 計	6764	5281	1483	6331	5002	1329	7798	5483	2315	9132	6283
第三次産業	卸売業小売業	4425	2191	2234	6433	3026	3407	8021	3835	4186	7931	5541
	金融保険業	208	156	52	453	332	121	578	442	136	623	412
	不動産業	1994	1685	309	2434	2016	418	2307	1807	500	2749	2149
	運輸通信業	1994	1685	309	2434	2016	418	2307	1807	500	2749	2149
	電気、ガス水道料	1994	1685	309	2434	2016	418	2307	1807	500	2749	2149
	サービス業	4204	2781	2023	6167	2948	3219	7209	3344	3865	7673	5347
	公 務	1562	1308	254	1983	1370	613	1562	1268	294	1886	1506
小 計	12393	7521	4872	17364	9592	7772	19973	10959	9014	21111	11171	9940
分類不能の産業	30	16	14	8	6	2	13	5	8	29	14	15

注) 各年10月1日現在国調による。

表Ⅱ-5 産業部門別就業者構成比(%)

年 次		昭 2 5	昭 3 0	昭 3 5	昭 4 0
第一次産業	農 業	6.23	5.43	4.73	4.16
	林 業	7.0	9.2	8.8	3.5
	水 産 業	7.7	7.6	8.0	9.2
	小 計	7.70	7.11	6.41	5.43
第二次産業		8.1	7.7	10.0	13.8
第三次産業		14.9	21.2	25.9	31.9
総 計		100.0	100.0	100.0	100.0

に占める構成比は、25年の70%から40年には35%へと半減している。

(7) 経済地帯区分

経済地帯区分についてみると、地域の北部一帯の大正、十和、西土佐および中村市の一部(上記3町村と隣接し、面積的には中村市の約半分を占める旧富山、大川筋村が、山村地帯に該当しており、中村市の残りの地区およびそれ以外の市町村はすべて、農山村地帯に該当している(図Ⅱ-2参照)。

要するに、経済地帯別にみるとこの地域は、山村地帯と農山村地帯に2大別される。なお、面積的には両地帯はほぼ等しい。

注) この経済地帯区分は、さきに農林省統計調査部が全国的に行なった作業結果であって、旧町村単位に区分された。ところで、旧12市町村の合併によって新たに発足している中村市の場合は、そのうち旧中村市を含め10市町村が農山村地帯、市の北部の旧大川筋、富山の阿村が山村地帯に該当している。

図Ⅱ-2 嵯多地域における経済地帯区分



Ⅲ 林業生産の地区別比較

前章Ⅱで、梶多地域の概要をのべた。そのさい、地域経済において、林業部門が前述したとき高い地位を占めていることを指摘した。そこで、本章Ⅲでは、梶多地域における林業の生産の地区別比較を行ない、とくにこの地域の中でこの生産活動の中核となっている地帯を画定し、特徴を抽出することにした。

(1) 林野面積・林野率

まず、梶多地域における保有形態別林野面積および林野率、ならびに国、公、私有林率をみると、表Ⅱ-1のとおり示される。

これによると、林野率はこの地域では84%で、県全体(81%)より高い。地域の内部、とりわけ山村地帯に属する大正、十和、西土佐では90%を越しており、県全体の山村地帯(87%)よりも、さらに高い林野率となっている。さらにまた、農山村地帯のうち大月町をのぞくその他の市町村(中村市のみは前述したごとく、山村と農山村の両経済地帯にまたがっているが、ひとまず農山村地帯とみなす)では、林野率はいずれも80%以上、三原村では85%を示し、県全体の農山村地帯(79%)よりも若干高い。

つまり、林野率よりみた場合、この地域は、山村、農山村両経済地帯ともに県全体に比べこの林野率は高く、とりわけこの地域の北部一帯を占める山村地帯における林野率は高い。

なお、また、これら山村地帯に該当する3カ町村の林野面積合計は、約6.0万ha、さらに、中村市のうちの山村地帯該当旧2村を含めると7.1万haで、これらは、梶多全域の林野面積の37%~44%を占めることになる。

つぎに、林野率の内訳について、同じく表Ⅱ-1から、私、公、国有林率をみてゆく。

梶多地域は、これら3者の比率が、69%、6%、25%、また、県全体では、73%、5%、22%と示され、この地域は県全体に比べると、公有林率では低度等しいが、私有林率が若干低く、反対に国有林率が高い。さらに、地域の内部に立入ってみると、上述した地域の北部一帯の山村地帯3カ町村のほか、地域の中部、南部に位置する三原村や土佐清水市などは、国有林率が地域平均(25%)よりも高く、なかでも三原村では43%を示し、もっともいちじるしい。

なお、三原村はまた、公有林率も地域内でもっとも高く(14%)、したがって、ここでは私有林率は40%ともっとも低い。

表Ⅱ-6 保有形態別林野面積、林野比率

(単位:ha)

保有形態別 地 域		總 数 A	保 有 形 態 別			林 比 野 率	国(有) 有 一 林 率 A	公(有) 有 一 林 率 A	私(有) 有 一 林 率 A
			(有) 国 有	(有) 公 有	(有) 私 有				
(A) 県 計		575071	127111	30818	417143	81	22	5	73
農業地帯	安 芸	97749	30495	6777	60476	87	31	7	62
	中 央	316309	56680	13944	245684	78	18	4	78
	梶 多	161014	39936	10096	110982	84	25	6	69
経済地帯	都市近郊	5314	2	133	5179	40	0	3	97
	平地農村	21109	285	777	20047	48	1	4	95
	農山村	190248	30804	13562	145881	79	16	7	77
	山村	358401	96021	16346	246035	87	27	4	69
中 村 市		31224	4026	2726	24472	80	13	9	78
宿 毛 市		23195	4667	929	17599	81	20	4	76
土佐清水市		21960	6499	2157	13304	82	30	9	61
大 正 町		18220	6725	885	10611	91	37	5	58
十 和 村		15187	3923	383	10881	93	26	2	72
西 土 佐 村		22522	8472	945	13105	91	38	4	58
大 方 町		8777	990	327	7460	78	11	4	85
佐 賀 町		6068	857	236	4975	80	14	4	82
大 月 町		6088	693	471	5524	64	10	7	83
三 原 村		7172	3083	1039	3050	85	43	14	43
(B) 梶多地域計		161013	39935	10098	110981	—	25	6	69
全県比(B)/(A)%		280	31.4	3.28	26.6	—	—	—	—

梶多事務所：梶多地域の現況 P150より

(2) 人工林率(1)

それでは、地域における林業生産はどのような水準にあるか、まず人工林率(1)―人工林面積の比一によってみてゆくことにする。

軽多地域全体およびその内部の各市町村における人工林率（Ⅰ）は、昭和40年時点では、表Ⅱ-2のとおり示すことができる。

これによると、軽多地域全体では41.0%の水準にあって、これは県全体ならびに軽多以外の中央地域、安芸地域よりも低い。このことから、概括的ではあるが、軽多地域における林業生産の水準は、県下における3地域間では、もっとも遅れていると指摘される。

ところで、軽多地域の内部について、さらにこの水準をみると、地域の平均以上を示す地区として、中村、宿毛、大正、西土佐および三原が該当している。しかも、これら各地区のうち、三原の55.9%および大正の52.9%のごとく、両地区ではこの水準が50.0%を越しており、地域のなかでも林業の生産活動とりわけ造林などの投入活動がとくに高いことを示している。他方、この水準が地域中もっとも低いのは、地域のなかでももっとも交通立地の悪い、地域の南西隅で海岸沿いの大月地区（22.9%）となっている。なお、前述した山村地帯該当地区のうちでは、十和地区の人工林率のみが、地域平均に達せず36.4%にとどまっている。

表Ⅱ-2 人工林率（Ⅰ）（%）

県	46.5
安 芸	43.2
中 央	50.0
軽 多	41.0
都市近郊	24.5
平地農村	40.3
農山村	38.4
山村	51.3
中 村 市	41.2
宿 毛	41.3
土 佐 清 水	32.0
佐 賀	38.5
大 正	52.9
大 方	35.3
大 月	22.9
西 土 佐	46.4
十 和	36.4
三 原	55.9

注）昭和40年第12次高知農林水産統計年報より算定

(3) 人工林率（Ⅱ）

軽多地域の人工林が、さらに保有形態別（民有、国有）に、しかも地域内各地区別に、どのような進展をみせているかを示したい。

これには、前項と同じく人工林率を用いるが、使用データの都合上、同じ人工林率といっても、厳密に言えば前項(2)の場合と若干異なるので、ここでは、算式の分母に樹林地面積をとる、以下、人工林率（Ⅱ）と表示し、前項の人工林率（Ⅰ）と区別する。

さて、民有林、国有林別に、この人工林率（Ⅱ）を、地区別に求めると、次表Ⅱ-3のとおり示すことができる。

表Ⅱ-3 民有、国有林別、人工林率（Ⅱ） 昭和41年

地 域	民 有	国 有	備 考 昭和36年民有
中 村	29.3	83.7	25.1
宿 毛	32.4	64.7	25.9
清 水	25.6	50.0	17.5
佐 賀	35.4	49.0	31.2
大 正	31.2	84.3	25.2
大 方	18.3	76.3	16.6
大 月	19.4	5.3	17.0
十 和	20.4	80.5	13.7
西 土 佐	31.3	74.7	19.9
三 原	48.4	66.0	40.1
地域平均	28.8	69.5	22.5
県 平 均	40.5	59.7	31.6

注）人工林率（Ⅱ）＝人工林面積／樹林地（人工林＋天然林）面積

昭和36年、41年高知県森林資源構成表より算出

この表Ⅱ-3によると、人工林率（Ⅱ）は、地域内でも民有、国有という保有形態によっていちじるしく異なっており、地域平均では前者は29.2%、後者は73.7%で、両者のあいだには大きい落差がみられる。しかもこの格差は、県平均の場合よりも一層大きい。すなわち、この地域における人工林率（Ⅱ）を県平均のそれに比べると、民有林においては、県平均の40.5%よりもいちじるしく低い水準にとどまっているが、他方国有林においては、県平均の59.7%よりもさらに高い水準に達している。

地域内部の各地区におけるこの人工林率（Ⅱ）の水準を地域全体の水準と比較すると、民有林においては、前述した地域全体を対象とした人工林率（Ⅰ）にみられたとほぼ同じく、三原の48.6%を筆頭に、宿毛、佐賀、大正、西土佐、中村の各地区が、地域の民有林の平均水準

よりも高い。他方、国有林においては、中村の83.7%を筆頭に、大正、十和、大方、西土佐の各地区が地域の国有林の平均水準よりも高い。

いま、これらの水準からつきに、各地区の特徴をみる。

山村地帯に属する。大正、十和、西土佐の3地区では、国有林の人工林率(Ⅱ)はいづれも地域の平均よりも高く、民有林においても十和をのぞく他の2地区で地域の平均よりも高い。

なお、保有形態別に分解しない地域全体の人工林率(Ⅰ)やまた、民有林における人工林率(Ⅱ)が、地域内でもっとも高い水準を示している三原地区において、国有林の人工林率(Ⅱ)は、平均よりも若干低い。

なお、また同じく表Ⅱ-3の備考に、36年時点における民有林の人工林率(Ⅱ)を示した。これによると、地域の平均よりも高い水準にある地区は、三原と筆頭に前述した41年の場合と等しいことがわかると同時に、そのなかでも、36年から41年の5カ年に、この水準の上昇は、地域平均が6.3%であるのに比べ各地区中、西土佐ではもっとも高く、11.4%を示していることが注目される。

上述した林地面積の拡がりや人工林率などから、地域の中でもとくに、生産活動を活発にさせる可能性をひきだすため、資源的にまとまった地帯として、地域の北部(北幡地方)に位置する大正、十和、西土佐の3地区、ならびにそれらに接続し地域の中央部を占める中村、三原、宿毛の3地区、すなわち幡多地域の北部(北幡地方)と中部にまたがる上述の北幡・中部地帯をとり出すことができよう。

なお、また、それら北幡、中部地帯以外の佐賀、大方、土佐清水、大月の一帯は幡多地域の中では海岸地帯を形成している。

そこで以下、項を改め、これら6地区一帯(北幡と中部)ならびに海岸地帯を比較しながら、両地帯、各地区のもつ特徴を森林資源的なサイドから明らかにしていきたい。

(4) 森林面積、蓄積

a) 対地域比

付表2から、上述の北幡、中部地帯の各地区、ならびに海岸地帯の民有林、国有林別に、森林面積と蓄積の幡多地域全体に占める対地域比を求めると、次表Ⅱ-4のとおり示すことができる。

次掲表から、まず最初に、北幡、中部地帯(6地区)全体の森林面積、蓄積の対地域比をみると、森林面積で73%、蓄積で79%に達している。

表Ⅱ-4 民有・国有別面積・蓄積の対地域比(%)

地 域	区 分	民 有 林			國 有 林			總 計
		人工林	天然林	計	人工林	天然林	計	
面 積	大 正	10.7	9.6	9.9	19.8	6.7	16.4	11.4
	十 和	6.4	10.2	9.1	10.9	5.4	9.4	9.1
	西 土 佐	14.1	12.5	13.0	19.9	15.2	18.7	14.3
	中 村	22.5	21.9	22.0	12.9	3.5	10.4	19.4
	三 原	5.6	2.4	3.4	8.2	9.9	8.7	4.6
	宿 毛	17.4	14.6	15.5	10.9	14.5	11.8	14.6
計		76.7	71.2	72.9	82.6	55.2	75.4	73.4
蓄 積	大 正	13.1	12.9	12.9	13.7	6.0	11.1	12.1
	十 和	6.2	12.9	11.1	13.8	7.0	11.5	11.2
	西 土 佐	12.9	13.4	13.3	26.7	24.8	25.9	19.0
	中 村	26.0	20.0	21.6	17.7	2.8	12.7	17.6
	三 原	6.6	2.8	3.9	9.2	9.4	9.3	6.3
	宿 毛	20.1	14.9	14.3	7.6	12.5	9.3	13.2
計		84.9	76.9	79.1	88.7	62.5	79.8	79.4
面 積	北幡・中部地帯	76.7	71.2	72.9	82.6	55.2	75.4	73.4
	(北 幡)	(31.2)	(32.3)	(32.0)	(50.6)	(27.3)	(44.5)	(34.8)
	(中 部)	(45.5)	(38.9)	(40.9)	(32.0)	(27.9)	(30.9)	(38.6)
海 岸 地 帯		23.3	28.8	27.1	17.4	44.8	24.6	26.6
蓄 積	北幡・中部地帯	84.9	76.9	79.1	88.7	62.5	79.8	79.4
	(北 幡)	(32.2)	(32.2)	(37.3)	(54.2)	(37.8)	(48.5)	(42.3)
	(中 部)	(52.7)	(37.7)	(41.8)	(34.5)	(24.7)	(31.3)	(37.1)
海 岸 地 帯		15.1	23.1	20.9	11.3	37.5	20.2	20.6

(付表2より作成)

また、民有、国有別、また、両保有形態の人口、天然林別の森林面積、蓄積の対地域比を、上述した全体の森林面積の対地域比や蓄積の対地域比と比べると、この北幡、中部地帯では、民有林

人工林の森林面積の対地域比が77%、全蓄積の対地域比が85%で、いずれも大きく、さらに、国有林人工林の森林面積の対地域比は83%、全蓄積の対地域比にいたっては、実に89%にも達している。

この地帯の6地区を、これらの地域比からみると、つぎのごとき特徴をもっている。

大正地区：面積、蓄積ともに、地域の1割強を占めているが、なかでも、国有林面積、とくに国有林人工林面積の対地域比が約20%と、6地域中最も大きい。

十和田地区：面積、蓄積ともに、地域の1割弱を占めているが、国有林天然林と民有林人工林のウエイトは小さい。

西土佐地区：面積では15%を占め、また、蓄積では地区中最も大きく19%と、全体の2割を占めており、とくに国有林の人工林、天然林蓄積のウエイトは、全体の27%、25%を占めている。

中村地区：面積では19%を占め、6地区中最も大きく、とくに民有林面積蓄積のウエイトは大きく22%、26%に達している。ここでは、また、国有林天然林蓄積のウエイトは6地区中、最も小さい。

三原地区：面積、蓄積ともに5%程度の地域比を示し、6地区中最も小さい。保有形態別、人・天別にその内訳をみると、面積、蓄積ともに、国有林人工・天然林のウエイトは1割弱、他方、民有林の天然林は2~3%ときわめて小さい。

宿毛地区：面積・蓄積ともに13~14%程度のウエイトで、とりわけ民有林人工林のウエイトが大きく、面積では17%、蓄積では20%を占めている。

つぎに、同じく上掲表Ⅱ-4から、北幡・中部地帯のうち、北幡部(3地区)と中部(3地区)を比べると、全体的には、面積のウエイトでは中部が若干大きく、蓄積では反対に、北幡部が大きい。

さらにいえば、北幡部では、国有林の面積、蓄積のウエイト、とくに国有林の人工林面積、蓄積、および民有林天然林の蓄積のウエイトが、いずれも大きい。

中部では、民有林、とりわけ人工林の面積、蓄積と天然林の面積のウエイトが、いずれも大きい。

最後に、北幡・中部地帯(6地区)と海岸地帯(4地区)を比べると、さきにもふれたごとく、全体の面積のウエイトは7:3、全体の蓄積のウエイトは8:2という状態にある。

その内部に立入ってみると、国有林の人工林では、そのウエイトが一層北幡・中部地帯に傾斜し、面積では8:2、蓄積では7:1となっている。しかし他方、同じく国有林のうちの天

然林は、海岸地帯に多く、そのウエイトは、面積では4.5蓄積では4.0と大きい。

h) 地区別構成比1—民有・国有別——

森林資源について、幡多地域の中で上述のごときウエイトをもっている北幡・中部地帯の6地区について、つぎに、森林資源の地区別構成をみる。

そのために、6地区ごとに面積、蓄積の地区別構成比を、次表Ⅱ-5のとおり整理した。

表Ⅱ-5 民有・国有別面積・蓄積の地区別構成比(%)

地 域	区 分	民 有 林			国 有 林			総 計
		人工林	天然林	計	人工林	天然林	計	
面 積	大 正	21.4	46.1	67.5	29.0	3.5	32.5	100.0
	十 和	15.9	60.9	76.8	19.7	3.5	23.2	100.0
	西 土 佐	22.3	48.2	70.5	23.2	6.3	29.5	100.0
	中 村	26.2	61.8	88.0	10.9	1.1	12.0	100.0
	三 原	28.0	29.4	57.4	29.8	12.8	42.6	100.0
	宿 毛	26.9	54.9	81.8	12.3	5.9	18.2	100.0
幡多地域平均		22.7	54.8	77.5	16.6	5.9	22.5	100.0
蓄 積	大 正	16.6	42.5	59.1	33.3	7.6	40.9	100.0
	十 和	8.4	46.0	54.4	36.1	9.5	45.6	100.0
	西 土 佐	10.4	28.2	38.6	41.5	19.9	61.4	100.0
	中 村	22.7	45.2	67.9	29.7	2.4	32.1	100.0
	三 原	16.3	17.8	34.1	43.2	22.7	65.9	100.0
	宿 毛	23.4	45.1	68.5	17.1	14.4	31.5	100.0
幡多地域平均		33.2	45.9	79.1	13.5	7.4	20.9	100.0

(付表3より作成)

上掲表から、6地区ごとにつぎのごとき特徴を指摘したい。

大正地区：対地域比の大きかった国有林人工林が、この大正地区の中で、面積では29%、蓄積では33%を占め、幡多地域の平均(面積17%、蓄積14%)に比べ、きわめて大き

い。

十和地区：民有林のうち、とくに天然林が、この十和地区の中で、面積では61%を占め、幡多地域の平均55%に比べ、かなり大きい。しかし、蓄積では46%と地域の平均と等しい。

西土佐地区：対地域比で3割ちかいウエイトを占めていた国有林人工林の蓄積は、この地区中では42%を占め（幡多平均14%）、きわめて大きい。

中村地区：民有林の面積構成が88%と同地区の約9割を占め、しかもまた、民有林中天然林の構成比は62%を占め、いずれも6地区中、最も大きい。

三原地区：対地域比でも民有に比べ国有の場合が大きかったが、この地区内の構成比についても、国有林の場合が民有林に比べ、人工林、天然林のいずれも大きい。とくに、蓄積構成では75%までを国有林が占めている。

宿毛地区：面積的には、国有林よりも民有林が多いが、蓄積的には反対に、民有林よりも国有林が大きい（幡多地域の平均と比べて）。

○) 地区別構成比2—民有林主要樹種別—

地区別構成比の吟味を、さらに、民有林の主要樹種別に行なう。

そのため、付表5から、上述の6地区について、次表Ⅱ-6のごとき再整理を行なった。

次掲表から、まず幡多地域全体について、樹種別面積、蓄積構成比をみると、この地域がわが国でも有数のまとまった広葉樹地帯であるといわれていることを裏書きするように、面積では65%、蓄積では62%までが広葉樹によって占められており、また、針葉樹主要樹種のうちでは、さきに、この地域の地質、土壌がヒノキに適していることを述べたが、それを裏付けるごとく、スギ、マツに比べヒノキの構成比が大きく、面積では18%、蓄積では16%を占めている。

つきに、上掲6つの各地区と幡多地域全体について、樹種別構成割合の特徴をみる。

大正地区：ヒノキ、マツの構成比が、幡多地域の平均に比べ、面積、蓄積のいずれにづいても大きい。

十和地区：広葉樹の構成比が、幡多地域の平均に比べきわめて大きく、面積、蓄積ともに7割をも占めている。

西土佐地区：スギ、マツの構成比が、幡多地域の平均に比べて大きい。

表Ⅱ-6 民有林主要樹種別面積・蓄積構成比(%)

樹種別	ヒノキ	スギ	マツ	小計	広葉樹他	合計
大正	20.7	8.6	10.3	39.6	60.4	100.0
十和	11.0	8.4	10.7	30.1	69.9	100.0
西土佐	18.9	10.8	9.6	39.3	60.7	100.0
中村	18.2	9.7	6.0	33.9	66.1	100.0
三原	26.7	7.9	7.7	52.3	47.7	100.0
宿毛	22.5	6.0	7.6	36.1	63.9	100.0
幡多地域平均	18.4	7.9	8.8	35.1	64.9	100.0
大正	20.0	3.4	14.3	37.7	62.3	100.0
十和	7.0	8.3	12.7	28.0	72.0	100.0
西土佐	12.5	14.1	15.7	42.3	57.7	100.0
中村	17.6	15.1	9.3	42.0	58.0	100.0
三原	32.3	14.4	7.5	54.2	45.8	100.0
宿毛	23.6	9.0	7.2	39.8	60.2	100.0
幡多地域平均	18.3	10.2	11.5	38.0	62.0	100.0

(付表5より作成)

中村地区：広葉樹の面積構成比は幡多地域の平均とほぼ等しいが、蓄積構成比が若干小さい。また、針葉樹のうち、スギの面積、蓄積構成比が若干大きい。

三原地区：ヒノキの面積、蓄積構成比が幡多地域の平均に比べると、相対的にかなり大きく、他方、広葉樹の面積、蓄積構成比が、上述の十和地区と対照的に、相対的にかなり小さい。

宿毛地区：ヒノキについて、面積、蓄積ともに構成比が、幡多地域の平均より大きい。

○) 民有林広葉樹林面積

幡多地域における森林資源の吟味のためには、さきほどからふれてきたが、地域の森林面積の65%、蓄積62%を占める（前掲表Ⅱ-6）、広葉樹林に、いまいちどスポットをあてる必要があろう。

いま、資料の関係で民有林に限って、以下吟味したい。

昭和41年の高知県森林資源構成表から、いま、しいたけ原木やパルプ原木に利用される。広葉樹林の利用可能分を知るため、林齢の4令級以上の面積割合を、各地区ごとに求めてみると、次表Ⅱ-7のとおり示すことができる。

右掲表から知られるごとく、十和地区において、この4令級以上の広葉樹面積割合が、広葉樹面積の21%を占め、幡多地域各地区中最も大きい。ところで、幡多地域の平均は17%で、上述の十和地区の21%とともに、県平均の27%より低い現状にある。

すなわち、上述のことから、後章で述べるが、十和地区ではしいたけ生産が盛んな背後のひとつとして、しいたけ生産の資源的基礎としての、しいたけ原木としての利用可能広葉樹林地が、他地区に比べ相対的に多いことを知ることができる。

表Ⅱ-7 民有林における広葉樹林地の4令級以上の面積割合(%)

大 正	20
十 和	21
西 土 佐	12
中 村	8
三 原	17
宿 毛	10
佐 賀	3
大 方	5
土 佐 清 水	8
大 月	7
地 域 平 均	17
県 平 均	27

昭和41年 高知県森林資源構成表より算出

表Ⅱ-8表 林家数、保有山林農家数

区 分 地 域	林 家 1960年	保 有 山 林 農 家	
		1960年	1965年
大 正	585	522	486
十 和	883	857	811
西 土 佐	950	892	837
中 村	3,094	2,973	2,664
三 原	491	483	427
宿 毛	2,081	1,983	1,746
佐 賀	617	594	538
大 方	1,173	1,142	1,050
土 佐 清 水	2,113	1,963	1,504
大 月	134	118	848
地 域 計	12,121	11,527	10,991
県 計	50,332	47,440	43,734

(農林業センサスより)

戸数が、保有山林規模別にどのような増減傾向をみせているかを、図Ⅱ-1のごとく示した。

これによると、6地区のうち、中村や宿毛地区では、幡多地域や県全般にみられると同様に、上述の農家戸数は、35年に対し40年では0.1~1ha層で減少し、1~5ha層で増大しており、とりわけ宿毛では、顕著にあらわれている。中村や宿毛以外の大正、十和、西土佐および三原の各地区では、既して、それら両地区にみられたよりもさらに上の規模階層において上述山林保有農家の戸数の増大がみられる。とくに、十和では10~20ha層、西土佐では5~20ha層、三原では5~10ha層での増大が特徴的にみられる。

したがってこれらのことから、上記6地区とりわけ中村や宿毛をのぞく上記の4地区においては、農家が保有する山林の規模は、階層的には、幡多地域や県全般にみられるよりもさらに上昇傾向にあることがわかる。このことから、また、これから4地区における山林を保有する農家では、農家が営む林業生産すなわち農家林業をすすめてゆくための経営条件の整備を、35年以降活発に手がかけられているとみることができよう。

(5) 林家と保有山林農家

1960年センサスによると、幡多地域には12,100の林家、11,500の保有山林農家がある。なお、1965年の中間農業センサスによると、保有山林農家数は11,000と約500戸減少している。

いま、地区別林家数、保有山林農家数は、次表Ⅱ-8のとおり示すことができる。

つきに、1960年と1965年センサス結果から、保有山林農家の保有山林規模の最近5カ年間の動きを、地区別に吟味する。

いまこれに必要な、35年と40年の「保有山林規模別農家戸数」を付表6、付表7に、また、地域、地区ごとの「全構成比(%)」を付表8にそれぞれ掲げた。

いま、付表8から、6地区を中心に、35年と40年を比較し、林家である農家の

図Ⅱ-1 5カ年間に於ける保有山林規模別農家戸数の増減傾向（昭35～昭40）

保有山林 地区	0.1～1		1～3		3～5		5～10		10～20		20～30		30～50	
	昭35	昭40	昭35	昭40	昭35	昭40	昭35	昭40	昭35	昭40	昭35	昭40	昭35	昭40
大正	↘		↗		↘									
十和	↘				↗		↗		↗					
西土佐	↘		↘		↘		↗		↗					
中村	↘		↘											
三原	↘		↘				↗							
宿毛	↘		↗											
幡多地域均	↘		↗											
県総平均	↘		↗											

注1) 35年に対し40年において、農家戸数が1%以上増減した場合を示した。
なお、⇒印は、2%以上増減があった場合

(付表8より作成)

(6) 林業労働

高知県が41年度から実施している林業労働力対策事業のなかのひとつにあたる「林業労働者の就業動向調査結果」にもとづきながら、幡多地域の林業労働の動向を県下の他3ブロック（安芸、中央、高岡）と比較しつつ、幡多地域における林業労働の特徴をとらえたい。

ところで、この就業動向調査は、県下55市町村のうち山村地帯に該当する15市町村と山村地帯に該当する1町、合計16市町村を対象として実施されているもので、幡多地域では、地域中、大正、十和および西土佐の山村地帯に該当の3町村がその対象となっている。

したがって、本項(6)では、これら3町村によって幡多地域を代表させることにしたい。

なお、幡多以外の地域ブロック名と調査対象町村数を示すと、安芸ブロック（3町村）、中央ブロック（4町村）、高岡ブロック（4町村）となっている。

なお、また、この調査でいう林業労働者とは、調査年度の前年または翌年に年間30日以上

林業賃労働に就労の実績または見込みを有するものをさしている。

4) 林業労働者総数の推移

まず、林業労働者総数の40・41・42各年度別、地域ブロック別動きは、表Ⅱ-9、Ⅱ-10のごとく示される。なお、同表中（ ）内には、40年度の総数を100.0とした各年度の総数を指数化してあらわした。

表Ⅱ-9 地域ブロック別林業労働者総数の推移

(単位：人)

地域ブロック	年 度	40	41	42
安 芸		979	932	918
		(100.0)	(95.2)	(93.8)
中 央		1,384	1,359	1,350
		(100.0)	(98.2)	(97.5)
高 岡		1,511	1,469	1,456
		(100.0)	(97.2)	(96.4)
幡 多		1,506	1,426	1,333
		(100.0)	(94.7)	(88.5)
県		5,380	5,186	5,057
		(100.0)	(96.4)	(94.0)

注) ()は40年度を100.0とした指数を示す

上掲表Ⅱ-9から、幡多地域における林業労働者総数は、40年を基準にした場合、41年では5.3%、42年までの2カ年に11.5%すなわち年平均では5.8%の割合で減少しており、この減少傾向は、県下の他の3地域ブロックにみられる傾向よりも、一層速いテンポですすんでいることがわかる。

また、次掲表Ⅱ-10によって上述の傾向を地域内3地区別にみると、十和、大正の両地区においてはその減少傾向がさらに一層顕著にみられ、西土佐地区とは対照的な傾向をみせている。すなわち、西土佐地区では、40年度に比べ41年は5.9%減少しているが、41年度に比べ42年度は若干ながら増加を示している。その結果、同地区では、42年度における林業

表Ⅱ-10 林業労働者総数の推移

(単位:人・()内は%)

地区	年度	40	41	42
大 正		451	425	373
		(100.0)	(94.2)	(82.7)
十 和		448	430	364
		(100.0)	(96.0)	(81.3)
西 土 佐		607	571	596
		(100.0)	(94.1)	(98.2)
計		1,506	1,426	1,333
		(100.0)	(94.7)	(88.5)

注) ()は40年度を100.0とした指数を示す。

労働者総数は40年度に比べ、1.2%の減少にとどまっている。

b) 性別構成の推移

つきに、林業労働者の性別構成から、前述の3地区をみると、表Ⅱ-11に整理したごとく、地域全体としては、男性の割合が40年度の39.8%から42年度では82.3%へと減少(反対に、女性の割合が10.2%から17.7%へと増加)の傾向をみせている。さらに、3地区内訳をみると、全期間(40~42年度)にわたり、男性の割合が、十和では91~93%の高い水準に、西土佐では74~76%の低い水準にあり、それぞれ、林業労働者の性別構成の推移からみて対照的な特徴をあらわしている。

表Ⅱ-11 林業労働者の性別構成(%)

地区	年 度	40	41	42
大 正	男	84.9	79.8	85.3
	女	15.1	20.2	14.7
十 和	男	93.1	91.4	92.6
	女	6.9	8.6	7.4
西土佐	男	76.3	76.2	74.2
	女	23.7	23.8	25.8
幡 多	男	89.8	81.8	82.3
	女	10.2	18.2	17.7
県	男	92.4	83.6	83.3
	女	7.6	16.4	16.7

注) 前掲表Ⅱ-9およびⅡ-10における林業労働者総数について、性別構成を求めた。

表Ⅱ-12 林業労働者の年齢構成(%)

地区	年 令 階 層 別 年 度	~19	20~34	35~49 (35~59)	50~ (60~)	総 数 (人)
大 正	40	4.0	30.8	(56.1)	(9.1)	451
	41	4.2	30.4	47.8	17.6	425
	42	1.3	23.1	52.3	23.3	373
十 和	40	7.4	38.6	(42.8)	(4.2)	448
	41	7.2	37.0	41.2	14.6	430
	42	3.0	37.6	44.0	15.4	364
西 土 佐	40	2.0	30.3	(62.3)	(5.5)	607
	41	2.6	24.0	48.9	24.5	571
	42	0.8	22.5	52.4	24.3	596
幡 多	40	4.2	32.9	(56.7)	(6.2)	1,506
	41	4.6	29.8	46.1	19.5	1,426
	42	1.6	26.8	50.0	21.6	1,333
県	40	1.9	30.7	(58.4)	(9.0)	5,380
	41	2.0	27.9	46.9	23.2	5,186
	42	0.8	25.3	49.3	24.6	5,057

注1) 林業労働者総数は前掲表Ⅱ-9および表Ⅱ-10と一致している。

注2) 40年度では、41および42年度と異なり、第3、第4の年齢階層が、それぞれ35~59才および60才以上となっているので、これを()によって示した。

c) 年令構成の推移

林業労働者の年令構成から、上述の3地区を比べると、表Ⅱ-12によって、3地区のうち、とくに十和地区においては20～34才の壮年令階層の占める割合が相対的に大きく、全期間(40～42年度)にわたって38～39%を維持しているが、他の大正および西土佐両地区ではともに、全年令階層の割合が、40年度の30～31%から42年度には23%の水準へと減少の傾向(他方では、50才、60才以上の老年令階層の占める割合が増大)を顕著にあらわしている。

d) 雇用主体別就業構成

最後に、林業労働者の雇用主体別就業構成から、3地区を比較する。いま、表Ⅱ-13をみると、西土佐地区では、3地区中営林署の雇用する割合がもっとも大きく、24.8%を示している。また十和地区では、民間とりわけ「会社等の法人」の雇用する割合が41.9%と他の地区に比べいちじるしく大きい。なお、この「会社等の法人」のなかには、農業協同組合が含まれている。ところで、十和地区において、この項目が4割をも占めている。ところでこの点は、後章Vで予定している十和地区において、しいたけを主とした十川農協の林業生産部門における活発な活動を紹介することによって理解されよう。

表Ⅱ-13 林業労働者の雇用主体別就業構成——41年——(%)

地 区	雇用主体	営 林 署	県・市町村	民 間			計
				森 林 組 合	会社等の法人	個 人	
大 正		17.8	9.2	4.0	28.0	41.0	100.0
十 和		19.6	3.4	2.8	41.9	32.3	100.0
西 土 佐		24.8	0.3	2.0	20.2	52.7	100.0
幡 多		21.4	3.6	2.8	28.3	43.9	100.0
県		20.8	2.4	11.3	18.2	47.3	100.0

(7) 木材伐採量——6地区を中心とした——

産出関係からこの地域、地区における林業生産活動の特徴を知りたいため、最近3カ年にわたる地域全体、地区別木材伐採量を吟味する。

付表9に、これに必要な原資料を掲げたが、幡多地域における木材伐採量総計は、昭和40

年度で25万 m^3 、41・42年度には30万 m^3 の水準を越し、38万 m^3 、33万 m^3 へと増加している。

これら地域の伐採総量が県計に占める比率は、表Ⅱ-14に掲げたごとく、40・41・42各年度にはそれぞれ、21%、30%、28%の水準を示している。また、これを私、公、国有別にみると、国有林では各年次いずれも上述の水準よりは高く、私、公有林では反対に低い。したがって、この地域の木材産出については、国有林のウエイトが相対的に大きい。なお、

表Ⅱ-14 年次別、幡多地域木材伐採量の対県計比(%)

年 度	私	公	国	総 計	伐採総量(千 m^3)
40	18.6	20.9	24.2	21.3	248
41	26.5	25.8	35.3	30.2	380
42	26.4	14.7	30.0	27.5	334

注) 付表9より算出

私有林におけるこの水準は、40年度に比べ41・42年ではかなり上昇していることが注目される。

つきに、同じくこの木材伐採量の地域計に対して前述6地区が占める対地域比を、表Ⅱ-15に示した。

これによると、これら6地区の木材伐採量の地域総計に占める割合は、40～42年度にかけては、78%、77%、75%と年度が新しくなるにつれて微減している。この傾向の要因をみるため、同表の私、公、国有別内訳をみると、その傾向は概して、西土佐など北幡部3地区における国有林の伐採のウエイトが相対的に低くまっていることと結びついている。

このことは、さらにまた、表Ⅱ-16によっても明らかになる。すなわち、6地区の木材伐採量の保有形態別構成比をみると、民有林と国有林では、40年度と41年度、42年度とではウエイトが逆転し、40年度4:6であったものが、42年度では、6:4の割合で民有林のウエイトが高くなっている。

表Ⅱ-15 年次別、地区別木材伐採量の対地域比(%)

年度	地区区分	私有	公有	国有	計
昭和四〇年度	大正	12.6	66.9	10.5	15.6
	十和	3.7	—	13.8	8.6
	西土佐	19.2	6.4	29.3	23.5
	中村	20.5	15.8	8.3	13.8
	三原	2.4	3.4	—	1.2
	宿毛	15.0	—	17.8	15.3
	6地域計	(73.4)	(91.5)	(79.7)	(78.0)
昭和四一年度	大正	6.4	96.5	8.9	9.6
	十和	4.0	—	6.5	5.2
	西土佐	9.6	—	10.4	9.8
	中村	25.9	—	17.3	21.1
	三原	1.8	—	3.4	2.5
	宿毛	30.0	—	28.0	28.4
	6地域計	(77.7)	(96.5)	(74.5)	(76.6)
昭和四二年度	大正	6.3	90.1	3.8	6.5
	十和	3.1	—	12.3	7.0
	西土佐	6.6	—	14.2	9.8
	中村	31.9	9.2	13.5	23.6
	三原	4.7	—	3.7	4.2
	宿毛	22.6	—	26.6	24.0
	6地域計	(75.2)	(99.3)	(74.1)	(75.1)
	幡多地域計	100.0	100.0	100.0	100.0

注) 付表9より算出

表Ⅱ-16 年次別、木材伐採量の保有形態別構成比(%)

地区区分	私有	公有	(小計=民有)	国有	計
昭和40年度					
6地区	29.8	7.3	(37.1)	62.9	100.0
幡多地域	40.3	7.7	(48.0)	52.0	100.0
昭和41年度					
6地区	48.2	2.1	(50.3)	49.7	100.0
幡多地域	48.6	2.7	(51.3)	48.7	100.0
昭和42年度					
6地区	55.7	1.5	(57.2)	42.8	100.0
幡多地域	55.8	2.0	(57.8)	42.2	100.0

注) 付表9より算出

(5) 木炭生産量

古くより活発であったこの地域における木炭生産は、戦後では32年に5.6万トン(県全体の4.2%)に達した。しかし、その時点を一ピークにそれ以後37年までの5カ年間に生産量はほぼ半減し3.0万トンに、また、42年までの10カ年間には32年当時のほぼ2割にあたる1.2万トンに、それぞれ減少している。(第Ⅱ-17表参照)ただし、このようないちぢるしい減少をみせてはいるものの、現在この地域の木炭生産が県全体に占めるウエイトは、上述した32年のピーク当時と変わりなく、きわめて大きい。

この地域で生産される木炭の種類は、9割ちかくまで黒炭によって占められている。

木炭は、その8割内外が移出されている(第Ⅱ-18表参照)。なお、主な移出先は大阪を中心とした関西方面。

地域内における木炭生産は、中村地区が他地区に比べてずば抜けており、上述した32年のピーク当時は地域全体の約3割に当たる1.5万トンに達していた。地域全体に占める中村地区のこの比率は、今日でも変わらない。このことから、中村地区における林業生産の特徴をとらえようとする場合、この木炭生産部門の存在を無視できないばかりでなく、その活動の実態に注目する必要がある。

また、中村地区と隣接する十和地区は、36年頃まででも、木炭生産量は地域の10地区中

表Ⅱ-17 木炭生産量・移出量 (トン)

区分 年度	生産量			移出量
	白炭	黒炭	計	
32	13,768	42,615	56,383	40,242
33	4,709	37,499	42,208	53,804
34	6,221	36,662	42,883	34,001
35	3,938	40,540	44,478	35,642
36	3,311	37,375	40,686	31,713
37	2,980	27,542	30,522	26,891
38	3,108	23,812	26,920	20,142
39	2,399	16,297	18,696	16,683
40	2,769	10,829	13,598	12,844
41	2,274	10,746	13,020	9,714
42	1,909	10,299	12,208	10,257

幡多事務所農林課

表Ⅱ-18 地区別木炭生産量 (トン)

地区	年度	32	37	41
中村		14,819	8,594	4,007
宿毛		8,710	4,457	2,370
土佐清水		7,080	3,492	2,047
佐賀		2,592	1,252	518
大正		6,407	3,634	1,056
大方		3,572	1,601	502
大月		1,901	1,031	387
十和		3,015	1,004	528
西土佐		6,002	3,674	603
三原		2,285	1,783	1,002
地域計		56,383	30,522	13,020

幡多事務所農林課調

下位から3～4位にランクされていたが、37年頃より大月地区とともに最下位1～2位グループに属し、地域全体に占めるウエイトを減少させている。(表Ⅱ-18参照)。

(9) しいたけ生産

前項でみてきたごとくこの地域における木炭生産の激減傾向と反対に、しいたけ生産は年を追ってますます上昇傾向を示している。

以下、表Ⅱ-19を中心に吟味をすすめる。

いま、地域全体のしいたけ生産量が県計に占める比率は、昭35年時点ですでに57.3%に達しているが、以後上昇を示し、42年には64.6%の水準にまで達し、また、35年を100とした生産指数によると、県全体では、42年には115と伸びているが、地域計ではそれを上回り129に達している。したがって、この地域は県全体からみた場合、最近にいたるにしたがってますますまとまった量のしいたけを生産しているエリアとみられつつある。

ところで、さらにこのしいたけ生産事情を地域内部に立入ってみると、地域内10地区中、前述の「6地区」から三原、宿毛両地区をのぞいた。十和、西土佐、中村および大正の4地区一帯においては、この生産量合計が幡多地域全体の9割以上に達している。このような生産量の推移だけからでも、これらの4地区一帯が、幡多地域のなかではしいたけ生産に関しては中心的な生産地帯を形成しているとみる事ができよう。しかも、この生産地帯の核になっている地区として、生産量でいえば他域全体の45%程度を占めているところの十和地区があげられる。

(10) 製材、チップ生産

幡多地域における製材工場は、その数では、昭和39年頃から今日にいたるあいだ、70工場のラインで終始している。しかし、製材生産量は39年の63千 m^3 から、43年には80千 m^3 へと増加し、生産性の上昇を示している。なお、消費した製材用素材に占める外材の割合は、昭和43年度では、素材消費量108千 m^3 のうち21千 m^3 と約2割に達している。

チップ工場は、工場数およびチップ生産のために使用した原木、廃材消費量は、昭和39年以降今日まで、いずれも増加の一途をたどっている。すなわち、チップ生産は、39年当時23工場(うち専業工場は9)によって、14千 m^3 の原木、廃材を取扱っていたが、43年時点では、37工場(うち専業工場は12)によって、59千 m^3 の原木、廃材を取扱うほどに拡大している。

表Ⅱ-20 しいたけ生産量(Kg) 生産指数(35年=100)

生産量対地域比(%)

地区	年度	昭35年	昭37年	昭40年	昭41年	昭42年
十和	a	62,051	70,641	61,740	64,405	80,649
	b	100	114	99	104	130
	c	44.3	43.0	39.8	43.1	44.6
西土佐	a	34,860	41,085	45,855	44,289	45,703
	b	100	118	132	127	131
	c	24.9	25.0	29.5	29.6	25.3
中村	a	19,980	23,008	14,474	17,436	25,071
	b	100	115	72	87	125
	c	14.3	14.0	9.3	11.7	13.9
大正	a	14,529	19,722	22,270	11,467	14,755
	b	100	136	153	76	102
	c	10.4	12.0	14.4	7.7	8.2
(小計)	a	131,420	154,456	134,339	137,597	166,178
	b	100	118	102	105	126
	c	98.1	94.0	86.5	92.1	91.9
軽多地域計	a	139,900	164,340	155,230	149,400	180,810
	b	100	117	111	107	129
	c	100	100	100	100	100
県計	a	244,000	265,000	260,000	241,000	280,000
	b	100	109	107	99	115
県計対比(%)		57.3	62.0	59.7	62.0	64.6

注) a: しいたけ生産量 b: 生産指数 c: 生産量の対地域比

生産数量は軽多事務所農林課調べ

つきに、これら製材、チップ生産の地区別重点をみると、製材では、中村、宿毛、土佐清水の3市に、また、チップでは、それら3市のほか大正と西土佐地区を中心に、それぞれ立地し

ている(付表10、11参照)。

チップ工場のうちには、中村市に所在する紀州パルプ直営の大規模なチップ生産専用工場がある。この工場は、昭和31年に高知県が、この地域の林産資源の開発と経済の振興を図る目的から設けている「高知県工場、事業場設置奨励条例」によって誘致したもので、年間約28千ccの原木を消化しており、その原木集荷区域は、中村地区はもとより軽多地域一円とさらに隣接する高岡郡までにもまたがっている。この工場の計画的なチップ原木の消化によって、これらの地域における広葉樹のチップ原木としての利用、さらには拡大造林化、それを実さいに担当する組織づくり(森林組合活動など)をすすめる契機のひとつをつくっている。

最後に、製材業の協同組合組織について、これを前述した中村、宿毛、清水の3市を中心にとみると、中村地区に4組合、宿毛地区に3組合、土佐清水地区に1組合の合計8の協同組合が設立されており、原木の共同購入、共同販売、事業資金の貸付、技術の向上などかかっている。これら8協同組合へ加入している組合員数は合計すると55名に達しており、若干のものは重複して加入している。

もともと、この地域における木材協同組合は、官材払下げの目的で設立されたものが多いため、上述した8の協同組合においても、原木の共同購入を除いては、実質的な活動はほとんどみられず、しかも、その原木の共同購入においても利害相反する点を多く露呈している現状におかれている。

その現状を打開し、地域における木材加工産業の進展をはかるためには、まず、もって地域のなかに共同原木市場を設置すること(現在、上述した8組合中、中村木材協同組合がこれに着手している)、ついで、製材製品の販売センターを設立し、さらには、県外へむけて共同販売体制を確立することなど軽多の課題と取組まなければならない。

11) 森林組合

軽多地域10地区には、12の森林組合がある。下表からも知られるとおり、十和地区に十川と昭和の、また土佐清水地区に土佐清水市西部と土佐清水市東部というそれぞれ2つの組合がある以外は、1地区1組合という恰好になっている。

森林組合労働班の現況は、次表Ⅱ-21のとおり示される。

次掲表のごとく、昭和43年度末現在で、作業班を結成している組合は、軽多12組合中9組合に達している。(佐賀町の場合、班数としては1つ掲げられているが班人数がゼロとなっているため、実質的な結成にまでは至っていないと解し、作業班を結成している組合としては数えあ

表Ⅱ-21 森林組合作業班の現況

組 合 名	作 業 班 数				作 業 班 員 数											
	伐	造	そ	計	伐			造			そ			総		
	出	林	他		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
佐 賀 町	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大 正 町	3	6	1	10	67	—	67	57	33	90	17	13	30	141	46	187
昭 和	2	7	—	9	10	—	10	26	30	56	—	—	—	36	30	66
大 方 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
十 川	—	6	—	6	—	—	—	62	20	82	—	—	—	62	20	82
西土佐村	5	7	—	12	39	1	40	38	7	45	—	—	—	77	8	85
大 月 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三 原 村	2	2	1	5	20	—	20	40	—	40	—	10	10	60	10	70
宿 毛 市	—	15	—	15	—	—	—	80	70	150	—	—	—	80	70	150
中 村 市	2	4	—	6	39	—	39	43	50	93	—	—	—	82	50	132
土佐清水市部	2	4	—	6	10	—	10	28	42	70	—	—	—	38	42	80
西土佐清水市部	—	4	—	4	—	—	—	39	47	86	—	—	—	39	47	86
梺 多 計	16	56	2	74	185	1	186	413	299	712	17	23	40	615	323	938
県 計	62	170	9	241	652	8	660	1330	920	2250	30	50	80	2012	978	2990

注) (高知県：森林組合一斉調査結果——43年度末調査実施——P24～29より)

げなかった)。

作業班の内訳では、一般的な傾向と同じくこの地域でも、伐出関係の16に比べ造林関係は56ときめて多く、各組合別にみると宿毛が15班(すべて造林)で最も多くの班を擁している。

作業班員数は、地域全体で738人に達している。

いま、ここで、林業労働者がどの程度この作業班に結集されているかについて吟味してみたい。

さきに掲げた表Ⅱ-9によると、北梺部3地区の林業労働者総数(調査、年度は42年)

1,333人であった。上掲Ⅱ-21から同じく北梺部3地区に該当する4組合(大正・昭和・十川・西土佐)の班員数を集計すると480人となる。したがって、北梺部を例にとると、梺多地域における林業労働者の森林組合作業班への結集の程度は、約3割程度とみなされる。

作業班種別—伐出・造林・その他—の班員数は、班数の多い造林関係が712人で最も多い。

1班当たりの平均班員数は、約13人(伐出12人、造林14人)で、県全体の平均12人(伐出11人、造林13人)に比べ、若干多い。

班員の男女別構成を、伐出関係はともかくとして造林関係についてみると、地域合計712人中、男413人、女299人で、6:4の割合で前者が多い。この割合は、県全体の場合と同様。

IV 林業地域育成機能の現況

(I) 視 点

前章までの紹介によって、幡多地域について、つきのごとき幾つかの特徴点を指摘した。すなわち、森林資源的にみると、広葉樹林を主とした面積的なまとまりをもち、その開発がなされておらず、しかもその林地の土壌条件は主要樹種、とりわけヒノキの適地であり、林業生産を進展させる可能性を大きく蔵していること、地域経済自身は従来から、この地域にひろく賦存しており、林業をはじめとする第1次産業の振興こそが、この地域の振興に直結していること、つい最近まで、主要幹線道路が未整備のままに残され、鉄道は延長計画が進捗せず、交通立地がきわめて悪い地域として残されてきたこと、人口の地域外への流出は、他の山村地域と同じくこの地でも例外とならず著しいことなどであった。

さて、われわれは、このような地域的特徴をもつ幡多地域において、地域振興の諸口をみだすためには、地域にひろく賦存する森林資源を有効に利用しながら、まとまったひろがりをもった林業の投入、産出活動の展開の可能性の、ふえんしていうと、そのような林業生産活動の場の育成すなわち林業地域を育成するための可能性の探索にとりかからなければならない。

ところで、本稿ではこの探索を、つきの3つの側面からとりあげたい。

(i) 幡多地域をめぐる開発施策展開の経緯とその重点。

(ii) 公共投資活動の実態と性格の把握

われわれは、つきのごとき理由から、この(ii)の側面を、とくに幡多地域の分析にあたって問題としたい。

そもそも、地域に適合したかたちで各産業部門が活動し、地域経済の一翼を分担するためには、そこに「経済循環」が形成されている必要がある。

いま、この循環を林業についていえば

林業への投資 → 林業生産の活発化 → 林業所得の実現 → より拡大された
林業投資 → 林業生産の拡大 → 林業所得の増大 → 投資、生産、所得の拡大 → (林業地域の形成)

のごとき環が結びあっている必要がある。

いま、幡多地域の林業の現状をみる場合、資源開発の面では広い範囲にわたって低位生産性の広葉樹林地が存在し、これのヒノキなどを主とした高位生産性の用材林地への転換、すなわち拡大造林化が課題となっている。また、その林業をとりまく環境の整備のために、交

通立地、市場条件の改善が要請されている(この点は、林業のみならず地域経済全般についていえることは、いうまでもない。)

ところで、このような条件下にある幡多地域の林業を振興させ、この地域に、まとまった林業の投入、産出活動が行なわれる場、すなわちここでいう林業地域を育成し、林業の経済循環を形成させるためには、まずもってその林業の経済循環の最初の環である「投資」が、まさしく初発としての起動力を発揮するものとみなす必要がある。この前提に立って、林業を中心に地域経済の振興のために投ぜられている国・県が投ずる公共投資の実態と性格をとらえ、もって国・県が果たす林業地域育成機能を吟味する。

(ii) 地域振興に関する県単事業

「県」の果たす育成機能の概要および、その実施状況(地域における反応をも含め)上記(i)では、主として国、国・県の公共事業に焦点をあててきたが、(ii)では、県が独自に実施している「過疎対策事業」のなかに位置づけられている山村振興、林業振興に関する県単事業の概要、実施状況(地域での反応をも含め)林業地域を育成するために「県」が果たす機能を吟味する。

上述した本章節における問題意識に対する接近方法をいかに構築し、地域振興の課題を解く緒口としうるか。そしてその反応が地域の中でどのようにあらわれているかを究明にトレスすることが、われわれが着手した本調査研究の意図そのものにほかならない。

本稿はそのための最初の習作にあたるため、差し当たって上述した3つの側面から、現在われわれが整備しえた範囲の結果を以下示す。そして、終章(V)でもふれるが、残さざるえなかった。多くの点は、次稿においてとりあげていくことを断っておきたい。

(2) 幡多を中心とした地域開発施策の概要

幡多地域に対する公共投資の実態と性格を知るためには、まずはじめに、制度的な側面から、どのような地域開発施策がとられてきたか、その経緯を整理しておく必要があろう。

この地域が制度的なうらづけをもってスポットが当てられはじめた時点としては、この地域を中心とした高知県の西南地域が、国土総合開発法による特定地域に指定された昭和26年をあげることができる。しかし、この指定によって、最も期待された政府の行財政上の特別援助が得られなかったことなどのために、高知県では同じ事情をかかえている関係県と連けいを取り、昭和38年に、特定未開発促進協議会を結成し、さらに一層、未開発地域の開発を政府に強く働きかけはじめた。

幡多地域に対する県独自の取組みもこの時期から本格化しはじめた。すなわち、本庁内に企画管理部を新設し、39年11月には、「幡多地域の総合開発を促進するとともに、近時、複雑高度化する行政内容に対処して行政運営の計画化と総合性を確保する」注1) 目的をもって、従来の幡多地方産業事務所を改組し、新たに高知県幡多事務所を設置した。

さらにまた、この地域を対象とした地域開発計画の作成とその実行照査が、各年度ごとに行なわれている。すなわち、高知県政は、去る昭和40年に、高知県経済開発計画およびこの幡多地域を中軸とした「西南地域開発基本計画」を策定した。

この基本計画における計画の意義については、「本県西南地域は広大な面積をもち、農林水産観光等の豊富な資源を賦存し、かつ、開発の可能性を秘めながらも、地理的条件、交通運輸体系の未整備等により、開発が遅れている。従って、この地域の開発計画を策定することは、本県経済発展上非常に重要なことであり、かつ、大きな意義をもつ」と述べられている。

幡多地域については、上述の基本計画の意義を一步具体化させる趣旨から、生産面と施設面を中心とした「幡多地域開発の基本方向(案)」が、昭和40年4月、県によって作成された。そして、ここでの実施計画と実績が毎年照合され、県経済開発計画の計画と実績とともに、公表されている。

ここで示されている開発の方向は、つぎの4点に要約することができる。注2)

- ① 産業の振興の重点を、第1次産業ならびに観光におき、第2次産業はそれらの発展との関連において振興させる。
- ② 上記①を推進させるためには、地域全体にわたる広域的視野にたつて、農林水産業の生産、流通対策をたて、あわせて農林水産関連産業をも育成してゆく。
- ③ 上記②を進展させるためには、地域内部において、自然的、社会経済的諸条件の違いを明らかにしたうえで、各産業のもつ特性を反映させた広域的な連携を各産業間にもたせる。
- ④ 生活環境面における施設の充実をはかる。

昭和44年3月に、上述の「基本方向」(案)は、県の開発総合計画や急速な地域社会経済の変遷に対応できるように計画にするため、調整補完され、新たに「基本方向」(改訂案)注3)が出された。

ここで注目される点として、とくに、つぎの3点をあげたい。

第1は、産業の発展のためには、幡多地域のなかを、さらに、さきにわれわれが北幡、中部と海岸にわけたことと似て、山間、中間、海岸の3地帯に区分し、それら各地帯相互の連携と分担関係を明確にしてゆこうとしている点であり、第2は、地域社会の変遷に対応するため

従来の市町村域を越えた広域的な、生活圈(経済社会圏)設定の方向を打ち出している点、第3に、「開発推進にあたっての心構え」として、地域開発にあたって、地域住民の自主的エネルギーを強く指摘している点である。

以下、これらにかかわる点を引用紹介したい(いずれも、改訂案より引用)。

「産業開発にあたっては、自然的、地理的条件および産業形態等を考慮して、おおむね山間、中間、海岸の地帯に区分し、それぞれの特성에応じた開発を行なうものとし、またそれぞれの地帯の有機的結合により相提携した役割りを分担しながら地域全体の産業発展をはかる」(P2)

「従来の市町村境界を越えて、地方中小都市である中村市、宿毛市、土佐清水市を中心に、周辺の核集落、まちとを有機的に結合するとともに、各集落に通ずる生活道や社会生活環境施設の合理的な整備をはかり、住みよい広域生活圏の整備を推進する」(P6)

「地域開発は、県単独の力で達成できる性質のものでなく、県において実行手段を有すものについては、もちろん県が誠実かつ強力に推進しなければならないが、地域開発の鍵はむしろ地域住民の盛りあがる熱意と自主的努力の結果にあることを十分認識しなければならない」。(P6)

なお、昭和44年4月、幡多地方事務所の機構が一部改正され、従来の開発総務課から開発関係が分離し、新たに開発室を設け、開発企画の窓口を明確にさせる体制をとるようになった。

注1) 高知県：西南地域開発基本計画 P1 昭和40年3月

注2) 高知県：幡多地域開発の基本方向(案) P8 昭和40年4月

注3) 高知県幡多地方事務所：幡多地域開発の基本方向(改訂案) 昭和44年3月

3) 公共投資活動の実態と性格

a) 高知と全国の比較

全国各地域を地域経済の進展の程度に応じて区分しながら、全国的なその進展からいえば後進地域に属する高知県における公共投資のもつ性格を吟味し、かつ位置づけをはっきりさせたい。

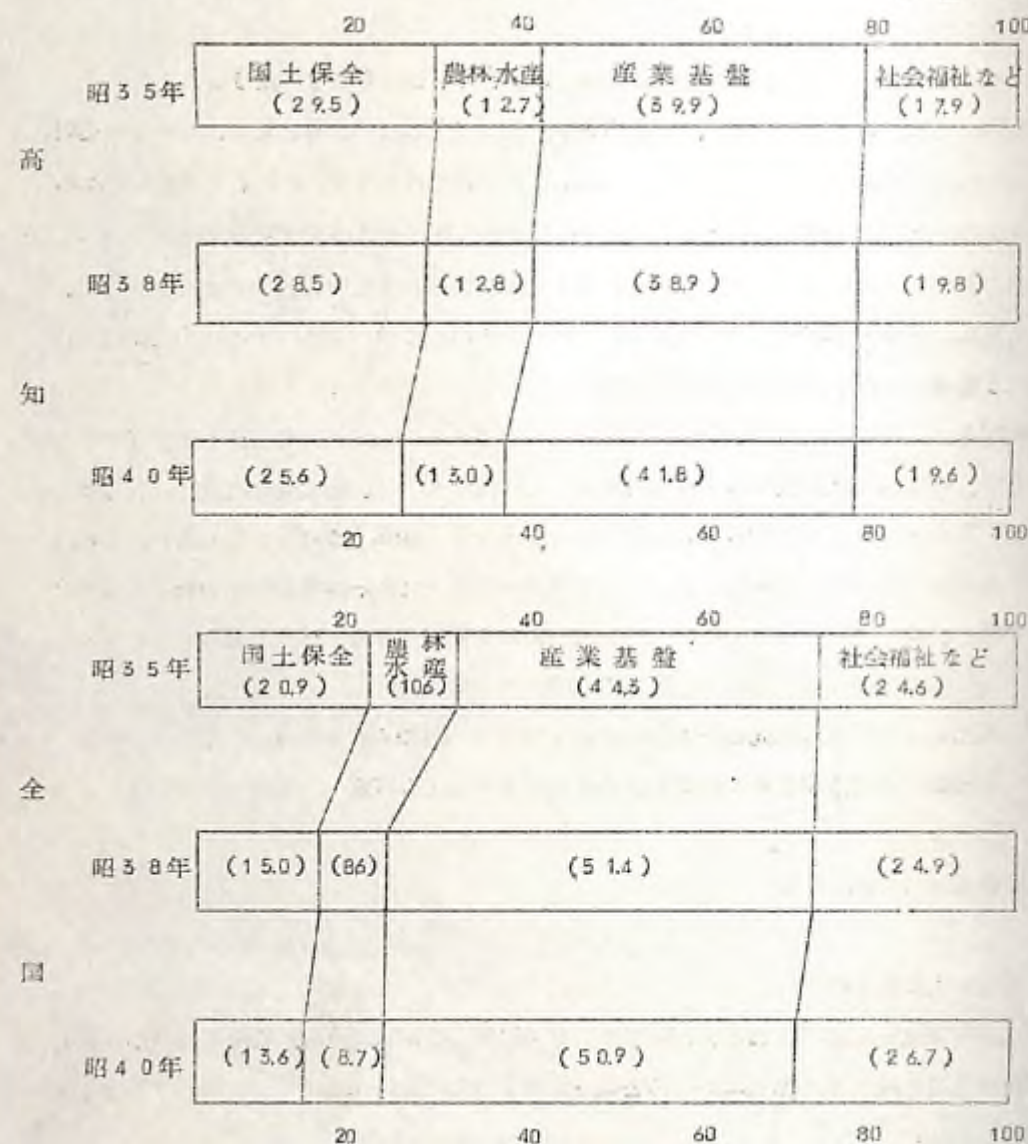
この全国比較のために、ここでは自治省が毎年発表している「行政投資実績報告書」を用いることにする。

なお、以下では、公共投資＝行政投資と解して用いる。

いま、昭和35・38・40年について、上記報告書から、投資対象の諸部門を、国土保全、農林水産、産業基盤、社会福祉の4部門に統合したうえで、各年次ごとに、行政投

資額の部門別構成比を整理したところ、図Ⅳ-1のごとく示すことができる。

図Ⅳ-1 行政投資の部門別構成比——高知・全国—— 単位(%)



(自治省：昭和35・38・41年度都道府県別行政投資等実績調査報告より算出)

上掲図Ⅳ-1によると、全国的にみると後進地域に属する高知においては、全国地域に比べ、国土保全および農林水産部門への投資のウェクトが大きく、他方、社会福祉部門への投資のウ

エクトが小さいという特徴をもっていることがわかる。

なお、この報告書では国有鉄道関係は算入されていないため、後項でせんじ明らかにしてゆきたいが、高知のごとく、最近とくに産業部門に該当する鉄道建設にともなう公共投資をも加算したうえで、この部門における構成比の増加傾向は、この図Ⅳ-1の限りでは十分示されない。

ともあれ、後進地域に属する高知の場合にみられる公共投資には、資源開発型投資としての性格が顕著に示されている。

b) 幡多と全県との比較

前項a)に指摘した資源開発型投資の性格が、最近において、高知県全体と幡多地域とを比較しながら、どのようにあらわれているか吟味したい。

ただし、本項b)で用いる資料は県が公表している「経済開発計画実績報告書」によっており、しかも県全体と幡多両者について統計数値の統一をはかる意味から、「社会福祉」関係を除かざるをえなかった。

さて、昭41年度における部門別、県、幡多地域別公共投資額とその構成比は、上掲報告書から、表Ⅳ-1のとおり整理して示すことができる。

この表Ⅳ-1によると、昭41年度における公共投資総額は県全体で189億円に達し、幡多はそのうちの約3割にあたる55億を占めている。これら県、幡多それぞれの投資総額に占める各部門の構成比をみると、大分類した4部門では、幡多の場合、国土保全部門が県の11.5%に対して10.6%とやや小さい。農林水産部門は県の25.1%に対して20.0%と小さい。他方産業基盤部門は61.0%に対し69.4%と大きい。

つぎに、それら4分類の細内訳にしたがい全県と幡多を比べると、幡多にはとくにつぎの特徴点がみられる。すなわち、全県に比べ幡多では、国土保全部門のうちの河川関係の構成比が大きく、さらに、産業基盤部門のうちの鉄道の構成比が著しく大きい。また、反対に、産業基盤部門のうちの港湾、ならびに農業、林業、水産業の構成比はいずれも小さい。

すなわち、昭和41年度という最近の一時点に立つ限り、幡多地域の開発のために投ぜられている公共投資は、地域のおかれている洪水などの気象災害の頻発のいちじるしい自然条件から地域の土地をはじめとする諸資源の保全をはかるため、国土保全のうちとくに河川部門、ならびにこの地域が今日までおかれてきた経済条件、とりわけ交通条件のおく

表Ⅳ-1 部門別公共投資の現況（41年度）

部 門	全 額 地 域 比 率	全 県		幡 多	
		(千 万 円)	%	(千 万 円)	%
国 土 保 全		218	11.5	58	10.6
治 山		52	2.8	5	0.9
砂 防		55	2.9	10	1.8
河 川 他		111	5.8	43	7.9
農 林 水 産		474	25.1	109	20.0
農 業		160	8.4	36	6.6
林 業		239	12.6	55	10.1
水 産		75	4.1	18	3.3
商 工 観 光		46	2.4	0	0.0
産 業 基 盤		1,152	61.0	378	69.4
道 路		699	37.0	133	24.4
鉄 道		299	15.8	233	42.8
港 湾		154	8.2	12	2.2
計		1,890	100.0	545	100.0

注1) 高知県：高知県経済開発計画昭和41年度実績報告書 P11

より作成

高知県：幡多地域開発

P4

注2) 部門分割は上記1)の引用文献にしたがった。

木材加工は商工観光に含まれている。

れをとりもどすことをはかるため、産業基盤のうちとくに鉄道部門、の両者に重点がおかれている。そして、資源開発の中心的な担い手となる農林水産部門へ、とくに幡多地域においては、前章(Ⅱ)で明らかにしてきたごとく、農林水産の各部門が地域経済の中心的存在にあるにも拘らず、幡多地域におけるこれらの部門へ投げられている公共投資は上掲表の構成比に示されるごとく、県全体の場合にみられる傾向に比べて小さい。

したがって、以上のことから、幡多地域に対する公共投資の重点は、農林水産部門という、この地域の開発の緒口を担う中心的な産業部門に向けられるよりも、その前の段階、

すなわち、この地域のおかれている自然条件の特異性から、土地などの諸資源を保全し、また、交通条件の劣悪性の打開をはかる領域＝産業基盤部門に向けられている。要するに、幡多地域に対する公共投資は、全国的にみた場合資源開発型と特徴づけられた高知県の場合よりも、さらにその一步前の段階、いいかえると、資源開発のための条件整備型とでも称しうる性格をもっている。

つぎに、これから公共投資の財源内訳を、上掲表Ⅳ-1から、幡多について示すと、表Ⅳ-2のとおりであって、その6～9割程度は、国および県費よりなっており、さらに、さらに公社、公団などの融資をも加えると、ほとんどの部門で公共投資総額の9割以上がそれらによって占めている。いいかえると、市町村の負担は1割程度となっている。なお、上述の国および県費の内容は、国および県が行なう直轄および補助事業費をさしている。

表Ⅳ-2 幡多地域における部門別公共投資財源内訳(%)

—昭和41年度—

(幡 多)	国 費	県 費	市町村費	そ の 他	計
農 林 水 産 部 門	51.6	15.4	6.0	27.0	100.0
農 業	38.8	13.0	6.9	41.3	100.0
林 業	60.0	12.2	4.4	23.4	100.0
水 産 業	51.2	30.3	9.4	9.1	100.0
商 工 観 光	45.0	49.8	5.2	—	100.0
産 業 基 盤	22.7	13.6	2.0	61.7	100.0
国 工 保 金	77.7	19.5	2.8	—	100.0

注) 本表は前掲表Ⅳ-1の脚注目文献より作成。

○) 最近の林業部門における公共投資の特徴——幡多と全県との比較——

前項b)では、最近(昭和41年度)における産業全般から、県との対比で幡多地域、またそのなかの林業のもつ特徴を知ることができた。

つぎに、本項○)では、その林業部門にみられる特徴を、その内部に立入って検討したい。そのために、前項b)と同じ昭和41年度とともに、さらに昭和40年度をも加え、最近の2時点における林業部門の公共投資内訳を、県と幡多について整理した。その結果

は表Ⅳ-3、Ⅳ-4のとおり示すことができる。

表Ⅳ-3 林業関係部門別公共投資額

(単位千円)

部 門	昭和41年度		昭和40年度	
	高 知 県	幡 多	高 知 県	幡 多
a 国 有 林 道 事 業	580,000	151,600	709,472	127,449
b 民 有 林 道 事 業	701,771	87,657	637,904	48,899
c 国 有 林 造 林 事 業	164,233	52,836	134,982	46,909
d 民 有 林 造 林 事 業	674,941	201,045	539,045	116,306
e 木 炭 流 通 対 策 事 業	2826	1,776	1,296	604
f 広葉樹生産合理化対策事業	7748	2,200	—	—
g 林 業 公 社 補 助	19,138	7,395	11,805	—
h 林 業 構 造 事 業	166,499	30,231	64,970	—
i 県 営 林 事 業	76,420	17,148	72,171	14,867
計	2,393,576	551,868	2,171,645	355,034

注1) 高知県：高知県経済開発計画 昭和40年度実績報告書 P65

高知県：高知県経済開発計画 昭和41年度実績報告書 P44

高知県：幡多地域開発 昭和40年度実績報告書 P36

高知県：幡多地域開発 昭和41年度実績報告書 P37より

上掲表Ⅳ-3のごとく、林業関係の公共投資は40年度から41年度へむけては、県全体における国有林道事業をのぞき、すべて増加しており、総額では、県全体が23.9千万円で前年度より1.1倍増、幡多が5.5千万円で1.6倍増を示している。

いま、林業関係各事業別投資額の対前年度比を表Ⅳ-4からみると、幡多地域の民有林林道事業(b)、全造林事業(d)および木炭流通対策事業(e)関係の各投資額は、県全体にみられる増加傾向よりもさらに大きく、注目される。

また、同じく表Ⅳ-4から、林業部門合計に占める各事業への投資額の構成比をみると、幡多地域における民有林造林、林業事業関係への投資の増加傾向が、他の事業に比べいじりしく大きく、とりわけ、民有林造林事業関係は大きく、40年度の32.7%から41年度には、

表Ⅳ-4 林業関係部門別公共投資の構成比(%)と対前年比

部 門	昭和41年度		昭和40年度		対前年比41年/40年	
	県	幡 多	県	幡 多	県	幡 多
a	24.2	27.5	32.7	35.9	0.8	1.2
b	29.3	15.9	29.4	13.8	1.1	1.8
c	6.9	9.6	6.2	13.2	1.2	1.1
d	28.2	36.4	24.8	32.7	1.3	1.7
e	0.1	0.3	0.1	0.2	2.2	2.9
f	0.3	0.4	—	—	—	—
g	0.8	1.3	0.5	—	1.6	—
h	7.0	5.5	3.0	—	2.6	—
i	3.0	3.1	3.3	4.2	1.1	1.2
計	100.0	100.0	100.0	100.0	1.1	1.6

注) 表側のa~i記号は、前掲Ⅳ-3表の表側部門名と一致。表Ⅳ-3より算出。

36.4%へと増大し、41年度では、林業関係各事業中で、もっとも公共投資のウエイトの大きい項目として位置づけされている。

したがって、幡多地域における最近の林業部門への公共投資は、この地域の民有林にひろく存続する天然広葉樹林地の人工林化への転換という、この地域の林業が直面させられている課題に対して、その重点をおいていることがわかる。

4) 「公共投資」の部門別推計と特徴

1) 推 計 範 囲

前項b)、c)における吟味は、時点が最近の1ないし2時点に限られていた。県の公表資料から、県全体と幡多を項目の統一をはかりながら比較するとすると、そのように最近時点のデータに限られてくる。

林業に焦点をおきながら、幡多地域の経済の開発に公共投資が果たしてきた役割を追跡したいという本章(Ⅳ)のねらいからいえば、考察の期間をいさ少しひろげたい。しかし、そのためには、年次的に統一のとれた関係資料は公表されていないため、われわ

れ自身が、公共投資に関するそのときどきの制度をふまえながら、しかも、最近県から発表された前述の公表数値にちかい内容をフォローしえたデーターを、しかも時系列的に推計しなければならなかった。

そこで推計にまつわる諸手順を吟味しながら、これに着手することにした。幸い、県の関係部課をはじめ、その他の関係機関から推計に必要な資料について、多くの便宜が与えられたので、時間的には予想外にかかったが、ここに、昭和35年度から昭和41年度までの7カ年にわたり推計することができた。

推計にあたりわれわれは、幡多地域に対して、地域外から投ぜられた公共投資を明らかにしたいという立場をとった。このため推計に当っては、国および県から幡多地域へ投げられる直轄および補助事業費ならびに国有鉄道関係の事業費を対象とした。したがって、ここでは、公共投資の一部を占める地域＝市町村負担分（前掲Ⅳ-2表によると、各部門ともに、投資合計の1割程度）や国有鉄道以外の公社、公園からの融資などは対象外とした。

上述の範囲のもとで、われわれが行なった推計を、さきに掲げた県から公表されたものと区別するため、以下「公共投資」と「」を付けることにする。

なお、林業部門の一部を構成する「国有林林道事業、全造林事業」および水産業部門については、推計のための必要資料の収集が終っていないため、今回の「公共投資」推計作業からは除いた。

かくのごとく、「公共投資」の推計にあたっては幾点にもわたり限定づけをせざるを得なかった。

このような一種の限定づきではあるが、われわれが、最近7カ年にわたって推計した「公共投資」が、県公表のものをどの程度フォローしているかの点を検討しておく必要がある。

ところで、この種の公共投資額を県が公表しはじめたのはつい最近のことなので、比較時点としては、手元の資料からは昭和41年度のみしかとりあげることができない。

さて、前掲表Ⅳ-1およびその原資料となった高知県経済開発実績書、全幡多地域実績書から、県公表の投資額をわれわれが「公共投資」の推計作業を行なった範囲を同一にしながらか集計し直し、それと付表Ⅳ-1に掲げた「公共投資額」を比較してみると、後者は前者に対し、県総計では8割、幡多地域計では7割程度に相当している。

したがって、われわれの推計作業の過程ではしばしば予想もしなかったデーターの不

揃いなどの難問に出会ったも拘らず、県公表値との差を2～3割程度に抑ええた。

さきにもふれたごとく、われわれの推計は最近7カ年間にわたって行なったが、そもこの種の公表資料が時系列的に、また地域別になされていなかったがためにほかならず、双方の比較を40年度以前にさかのぼることは不可能なところである。

以上のごとき幾つかの理由から、われわれが推計した41年度以外の推計値の信頼性も、ここではひとまず、上述した41年度の場合と同様とみなすことにする。

ii) 推計「公共投資」額の推移と特徴

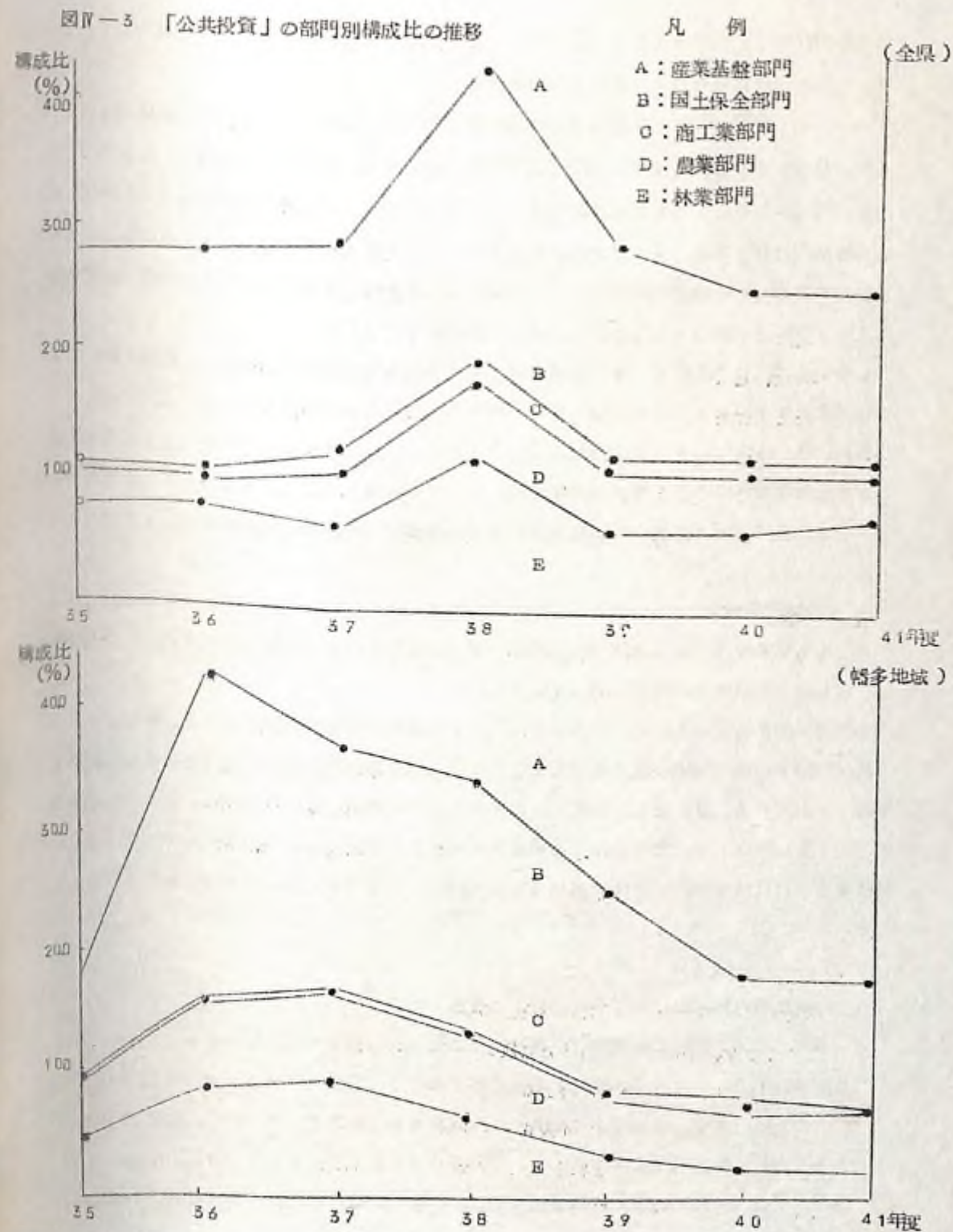
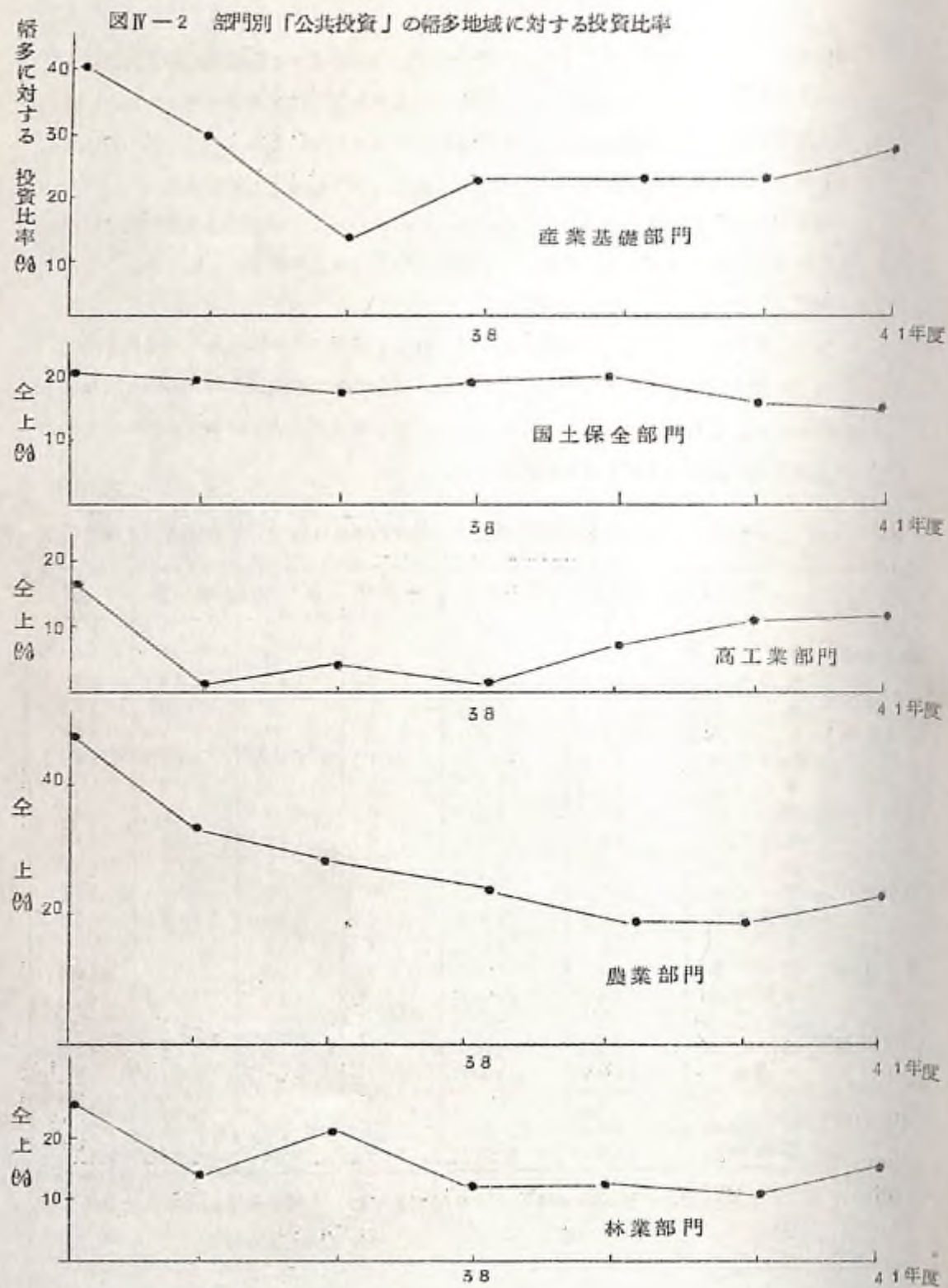
さて、われわれが行なった昭和35年度から41年度の7カ年にわたる産業部門別「公共投資」の推計額および全「投資」の県、幡多地域別構成比と県計の幡多に対する投資割合を、付表Ⅳ-1、表Ⅳ-5に示した。さらに、上述の投資割合は図Ⅳ-2に、また構成比は図Ⅳ-3にそれぞれ図示した。

第Ⅳ-5表「公共投資」の県、幡多地域別構成比と県計の幡多に対する投資割合（単位%）

年度	地域	部 門	産業基礎	国土保全	商工業	農 業	林 業	計
昭 3 5 年	全 県		72	17		3	7	100
	幡 多		82	9	0	4	5	100
	投資割合		(41)	(28)	(17)	(47)	(25)	(36)
昭 3 6 年	全 県		71	18	1	2	8	100
	幡 多		57	27	0	7	9	100
	投資割合		(30)	(19)	(1)	(33)	(14)	(12)
昭 3 7 年	全 県		71	17	2	4	7	100
	幡 多		63	20	0	7	10	100
	投資割合		(13)	(17)	(4)	(29)	(22)	(15)
昭 3 8 年	全 県		56	23	2	6	13	100
	幡 多		65	21	0	7	7	100
	投資割合		(24)	(19)	(1)	(26)	(12)	(21)
昭 3 9 年	全 県		70	17	1	5	7	100
	幡 多		74	17	0	5	4	100
	投資割合		(24)	(20)	(7)	(21)	(13)	(20)
昭 4 0 年	全 県		73	14	1	5	7	100
	幡 多		81	10	1	5	3	100
	投資割合		(23)	(16)	(11)	(21)	(11)	(21)
昭 4 1 年	全 県		73	14	1	4	8	100
	幡 多		81	9	0	5	5	100
	投資割合		(28)	(15)	(11)	(26)	(16)	(25)

注) ここでいう投資割合とは、県全体の「公共投資」に対して幡多地域の占める比率をさす。

付表Ⅳ-1より算定。



上掲図Ⅳ-2、図Ⅳ-3にもとずいて、県と対比しながら幅多地域における部門別「公共投資」の推移過程にみられる特徴をとり出したい。

いま、35年度から41年度の7カ年の期間について、図Ⅳ-2から、幅多地域に対する「投資割合」をみる。まず林業部門はこの期間全般を通じ、ほぼ微減の傾向を、農業部門では林業部門にみられるよりもさらに顕著な減少傾向を、また、国土保全部門はほぼ水平傾向、産業基盤部門は37年度（注1）で極端にダウンをみせたものの次年度から上昇傾向をみせており、農林業部門での減少傾向に対して農林業による資源開発を支える産業基盤部門での増加傾向という対照的な傾向のあらわれていることが指摘できる。

したがって、この指摘は、幅多地域に対する「公共投資」の重点が移動する状態を趨勢的にとらえたことになる。すなわち、さきに第(4)項で最近における投資の重点について述べたと同様に、幅多地域では35年から最近にいたる期間についてみても、農林業のごとく地域に賦存する土地資源を中心とした資源開発の担い手となる産業への投資よりも、それらの産業を進展させるために必要な交通条件の整備など産業の基盤部門へ投資の重点がおかれて推移している。

注) 産業基盤部門において37年度で投資割合にいちじるしいダウンがみられる。これは、37年当時窪江線（窪川—江川崎間）がダム建設にかかわる紛争のために、工事を中断したことが大きい原因となっている。

つぎに、図Ⅳ-3から、同じく35年度～41年度の7カ年の期間について、年度ごとに「公共投資」の部門別構成比を吟味してみると、上述で指摘した投資の傾向を、さらに顕著に知ることができる。すなわち、図Ⅳ-3の下段に掲げた幅多地域のうちのA、すなわち産業基盤部門の「公共投資」が、地域全体に占める構成比は38年頃から急速に増大しており、他方、農林業とりわけ林業部門が全体に占める構成比は37～38年頃からひきつづき小さくなっている。

e) 林業部門内部における「公共投資」の推移と特徴

さてここで、前述の部門別「公共投資」のなかから林業部門に焦点をあて、造林、林道など部門の内部で「公共投資」の重点がどのように推移しているかを吟味したい。

そのため、まず、前掲した付表Ⅳ-1作成のための集計データから、林業部門各項目をとりだし、年度別「公共投資」を、付表Ⅳ-2に示した。そしてつぎに、全付表Ⅳ-2から、「公共投資」の年度別構成比(%)と、造林、林道両項目「公共投資」の年度別比

較について、これを表Ⅳ-6に示した。

表Ⅳ-6 年度別林業関係「公共投資」構成比(%)

年度	部門	造 林	林 道	林業構造改善	そ の 他	計
35		51.1	48.9	—	—	100.0
(36)		43.3	56.7	—	—	100.0
全37		49.9	50.1	—	—	100.0
県38		38.3	61.0	—	0.7	100.0
(39)		34.8	64.3	—	0.9	100.0
40		28.4	65.6	5.2	0.8	100.0
41		26.5	61.1	11.6	0.8	100.0

年度	部門	造 林	林 道	林業構造改善	そ の 他	計
35		68.2	31.8	—	—	100.0
(36)		49.8	50.2	—	—	100.0
幅37		75.9	24.1	—	—	100.0
多38		64.7	31.9	—	3.4	100.0
(39)		60.4	37.5	—	2.1	100.0
40		58.9	39.5	—	1.6	100.0
41		44.1	42.3	12.4	1.2	100.0

注1) 「その他」項目には、育種、害虫駆除関係（詳細は、付表Ⅳ-2に記載）。

2) 造林と林道の構成比を各年度ごとで比較し、50%以上の格差を示す場合について、その構成比の大きいものにアンダーラインを付した。

上掲表Ⅳ-6によると、林業部門の「公共投資」は、とうぜんのことながら、全期間を通じて、その大宗は、造林と林道関係（くわしくは、従来から民有林に対して行なわれている造林事業補助、林道開設事業補助）によって占められている。ただし、この推計にさいしては、最近登場し、実施に移されつつある林業構造改善事業（ここでは、事業費の7～8割内外が林道関係にあてられている）を、上述の造林、林道項目から区別し、別掲の扱いとした。

さらに、それら造林と林道の「公共投資」を全くと表Ⅳ-6の構成比によって比べると、表に付したアンダーライン（全表脚注2参照）の状態からわかるごとく、県全般の場合には推計全期間をじて、概して林道関係構成比が大きい特徴を示しているが、轄地域の場合には、上述の県全般にみられる特徴と対照的に造林関係構成比が大きい。

さきに前項()で、県公表データによって、最近時点ではあるが、轄地域における林業投資の重点が林業内部においては、民有林の造林関係におかれていることを指摘した。ところで、この指摘は、上述したごとく、われわれの推計結果によって、最近時点のみならず昭和35年度時点以降今日までの期間についても同様にいえることがわかった。

1) ま と め

以上のごとく、後進地型に属する轄地域の開発のために国・県から投せられる公共投資の最近における推移を追跡した結果、国・県が轄地域の開発、林業地域の育成に果たす機能の特徴点として、つぎの2点を指摘することができる。

- ① 地域全般からみると、国・県は、地域における鉄道や道路の新設、補修および河川の改修などに、公共投資の重点をおき、轄地域における地域振興の突破口を担う農林業資源開発をスムーズに展開させるための基礎的条件の整備をすすめている。
- ② さらに林業部門の内容についてみると、国・県は全県に比べ轄地域に対し、林業関係各事業のうち、とりわけ民有林の造林事業へ大きく傾斜した投資活動を行ない、もって、この地域において広く存賦している天然広葉樹林地の人工林化への転換、林業地域の育成をすすめている。

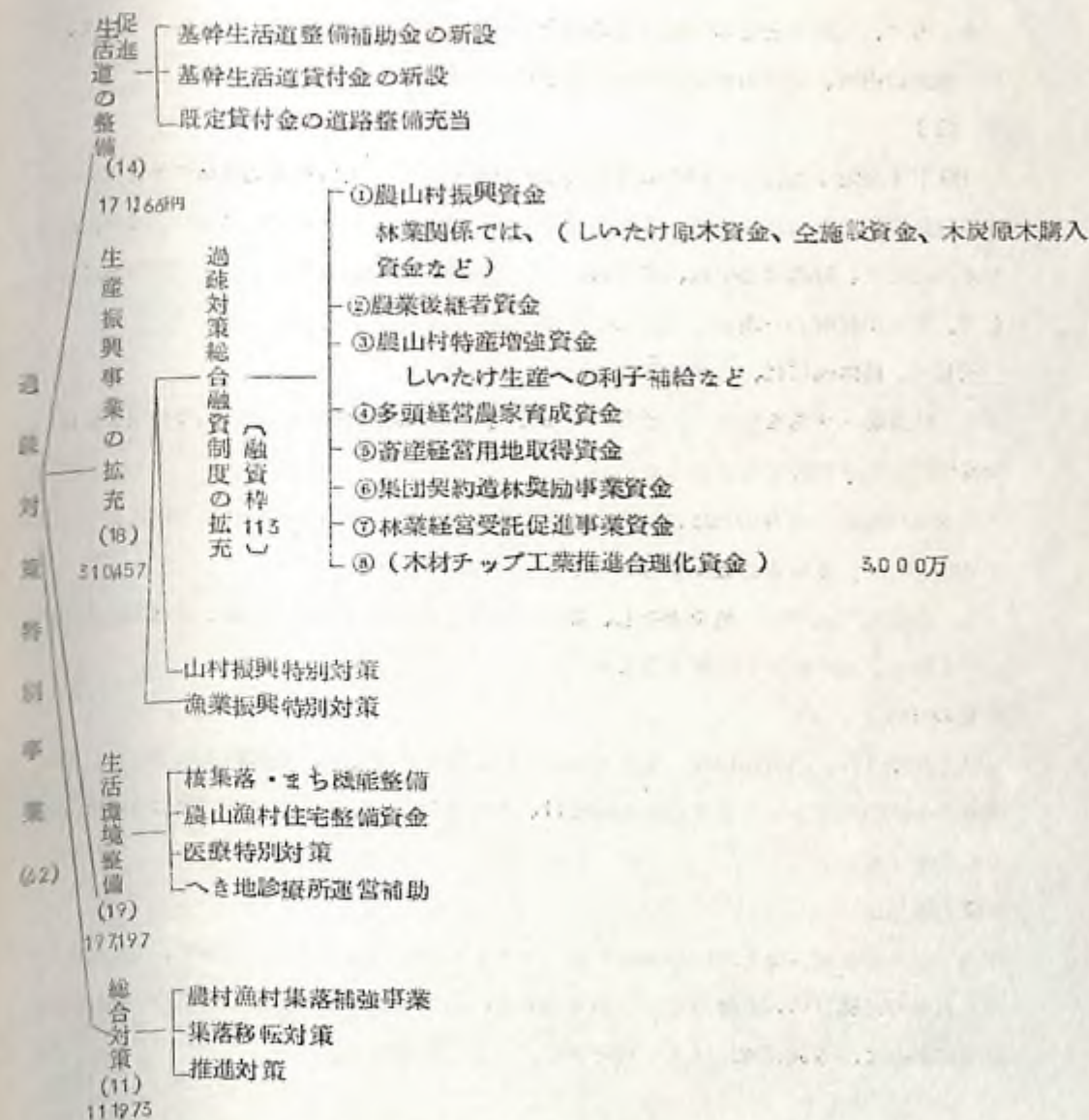
(4) 地域振興に関する県事業——「県」の果たす育成機能——の概要、および実施状況と反応

a) 高知県過疎対策特別事業一覧と総合融資制度

本稿で以下とり上げたい林業・山村振興に関する県単事業は、いずれも県の「過疎対策特別事業」の体系のなかで位置づけされているもので、まずはじめに、その事業の体系を紹介すると、次図Ⅳ-4のごとくになる。

さて、本稿では、県が手がけるこれら諸事業のうちから、〃林業地を育成する機能を発揮するもの〃という点に視点を置き、上記過疎対策総合融資制度のなかの⑥と⑦、ならびに山村振興特別対策事業の3つを対象に、轄地域における実施状況をも合わせつつ紹介

図Ⅳ-4 高知県過疎対策特別事業一覧



注1) 高知県過疎対策推進本部：過疎対策資料(44・11) P2~3

2) ()内数値は、44年度の事業費(単位千円)

3) 融資枠113も単位は千円

4) 融資制度の⑥審目は、45年度よりの新規のもの

したい。

ところで、上記⑥と⑦の融資制度の紹介にさきだちここで、その融資制度について、趣旨、施策の内容、制度の運用について若干述べておきたい。

(趣 旨)

「県下(高知)の農山村における人口の急激な減少、人口構成の弱体化等に伴いいわゆる過疎現象のみられる地域、もしくはその現象のおこるおそれのある地域の現状に対処するためには、道路網の整備、産業の振興、生活環境施設の整備をはかる必要がある」として、それが対策の一環として、この制度を設けたとしている。

そして、具体的には、つぎの諸点をねらっている。

「1. 核集落・まちならびに辺地等における公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進し、地域住民の生活の安定をはかること。

2. 農林漁業後継者のための、住宅の新築または改善、ならびに農林業の経営改善に資するとともに、後継者の確保をはかること。

3. 農山村における特産を增強し、畜産の振興と造林事業の拡大推進、農林業経営の安定をはかり、地域産業を振興すること」。

(施策の内容)

「県(高知)は、前項の趣旨にもとづき市町村、農林漁業団体、農林漁業者等に対し毎年度予算の範囲内において事業資金の貸付け、または利子補給ならびに補助金の交付を行うものとする。」

(制度の運用)

「1. 国県の各種資金を地域の実態に即してきめ細かく活用することともに、過疎地域対策と有機的に結びついた運用をはかるものとし、この制度に基づく事業の進行管理は関係機関において、適確に実施するものとする。 2. 3. は略」。

b) 高知県山村振興特別対策事業(県単山振興事業)

i) 制度の概要

「本県の山村地域においては、林業またはこれに付随する事業に依存し、農業を従として生計を立てている零細な農林家が多くその所得は平地農家に比べて格段の差がある。

従って、これら零細農林家の所得を増大し生活水準の向上をはかり、もって山村経済

の安定成長を期することは目下の急務である。

よって県は、市町村の樹立する農林業の振興計画の実施に対し、特別の助成措置を構じ山村振興の強力な推進をはかるものとする」。

これは、昭和39年5月1日付けで制定された高知県における標記県単山振興事業の趣旨である。この趣旨のもとに実施要領、実施事業、事業計画および実施者、助成(補助融資)の内容などを定めている。

(実施事業)

「この対策で実施する事業は、適地適産による農林産物の生産、生産施設の整備、および生産物の流通改善等で、すみやかに経済効果の期待できるものとする。」

(事業計画および実施者、計画期間等)

「1. 事業は、市町村において計画を樹立し、事業の実施責任者は市町村長とする。

2. 市町村長は、この事業を農業協同組合、森林組合、および生産団体、その農林業従事者に実施させることができる。

3. 1市町村の実施期間は、おおむね3カ年以内とする」。

4. この事業の実施にあたっては、市町村の策定する農村計画、生活環境整備事業、へき地振興事業、農業および林業構造改善事業との総合調整をはかり、効果の増大についとめるものとする。

(助 成)

「県は、市町村の事業に対し、1市町村あたり1,000万円を最高限度として助成する。

助成は、おおむね2分の1を補助金、2分の1を融資(融資のあっ施を含む)するものとする」。

(補 助)

「イ 補助の対象となるものは、農林産物の育成に必要な種苗の共同生産、生産および流通に必要な共同利用施設等、原則として共同で行なう事業とする。」

「ロ 県は、市町村に対して、事業費の2分の1以内を補助する。」

(融 資)

「イ 融資の対象となるものは、農林産物の生産事業で、本対策で実施する事業のうち、補助の対象とならない事業および補助残融資とする。……」

以上、制度の概要を紹介した高知県単独のこの事業は、出発が昭和39年であること、

また助成額は1,000万円を限度としていること、とり上げられているメニューの事例はあとで紹介するが、国が行なう林構、農構、山振事業に比べ、多様性がみられるとともに、助成額の限度が上述のごとく1,000万円におさえられている反面、助成面の基準も緩和されている。

この制度は、上述のごとく昭和39年、すなわち国の山振事業が制度化されることにさきがけて事業化されはじめたことにまず注目されると同時に、事業のスケールは小さいながらも各地域の実情にマッチしたきめ細かい振興・改善計画が手がけやすいため、県下にひろく参透しはじめている。以下、次項ii)においてこの点を一層くわしく紹介したい。

ii) 実施状況・反応

事業の実施は、第1次(39年～41年度指定)と第2次(42年～43年度指定)に分かれているが、いま、事業開始の39年度以降42年度までの実施状況をみると、次表Ⅳ-1のとおり示される。

表Ⅳ-1 県単山振事業実施状況

年度	指定市町村数 ()内は幅多	事業主体数	総事業費 (10万円)	負担区分		
				県	市町村	受益者
39	12(十和 西土佐)	235	539	301	88	150
40	25(中村 宿毛 大正)	462	1,021	604	159	258
41	30 (三草 大分 土佐清水)	533	1,443	817	213	413
42	31(十和 西土佐)	562	1,464	838	222	404

(農政課調べ)

上掲表に示されるごとく、さきにもふれたが、この県単山振事業は県下の山村地域に、ぜんじ参透しつつあることがわかる。

幅多地域10地区についてみても、そのうちの8地区までがこの事業の指定を受け実施している。

なお、8地区のうち、十和と西土佐の両地区は、この制度ができた最初の39年度に指定を受け40年度から事業にとりかかっている。前述したごとく、この事業の期間は3カ年ということになっているので、上記両地区では、42年度に事業が終了したがさらに43年度から始

まった第2次事業をも指定を受け、実施しつつある。

ここで、上述の県単山振事業のみならず、国が指定する林構、農構、山振の各事業についても、あわせ実施状況(実施期間と導入、振興作目名)を10地区別にみると、次表Ⅳ-2のごとき現況にある。

表Ⅳ-2 地区別改善、振興事業の実施状況

地区	年度	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46
中 村				(しいたけ、蚕) ×	×	×	×	×	×	×	×
				(やさい) □	□	□	□	□	□	□	□
宿 毛				(しいたけ) ×	×	×	×	×	×	×	(しいたけ)
				(夏みかん) □	□	□	□	□	□	□	(やさい)
土 佐 清 水				(蚕) ×	×	×	×	×	×	×	×
				(米、やさい) □	□	□	□	□	□	□	(まゆ)
佐 賀											
大 正				(くり、にわとり) □	□	□	□		(しいたけ)		
				(しいたけ) ×	×	×	×	×	×	×	×
十 和				(蚕、しいたけ) ×	×	×	×	×	×	×	(蚕、しいたけ)
											□ (蚕)
西 土 佐				(蚕、しいたけ) ×	×	×	×	×	×	×	(蚕、しいたけ)
大 月				(みかん) □	□	□	□	□	(みかん)		
大 方									(芳樟、しいたけ) ×	×	(しいたけ)
三 原				(肉牛、くり) □	□	□	□				
									(豚、くり) ×	×	(豚)

注) 土佐清水では44年度に林構事業の指定地域となった。

凡 例	×	県単山振事業、()内は作目別
	■	林業構造改善事業
	●	振興山村対策事業
	□	農業構造改善事業(作目)
		(林業課、農政課調べ)

上掲の表Ⅳ-2から、まず、この県単山振事業と国が行なう農構事業との実施期間を比較すると、前者は後者に比べ、中村、十和、西土佐の各地区では先行しており、宿毛、土佐清水では同時並行、三原では後続という状態を示している。また、この県単山振事業と国が行なう林構、山振事業についてもまた同様に実施期間を比べると、林構、山振事業の実施がこの地域では41年度以降にすすめられているという事情にあるため、これらの事業に対しては県単山振事業は実施各地区いずれの場合にも、先行して実施されている。

また、この事業の実施によって振興される作目を同じく上掲表Ⅳ-2からみると、農構などの改善・振興事業と補完させつつ、ときには、それらの事業に先行する恰好で、しかもそれぞれの地区の環境にマッチしうるものが選択されている。

つぎに、さきにもふれたが、この県単山振事業ではきめ細かいメニュー（事業種目）の選択が許されている。

いまその事例として、この事業の開始当時に、第1回の指定を受け、40～42年度まで第1次事業を実施し、さらにひきつづき、43～45年度までの第2次事業をも実施している十和と西土佐両地区における事業種目の内容を整理し、次表Ⅳ-3に示した。

表Ⅳ-3 県単山振事業における実施種目——十和、西土佐の例——

(第1次) 40～43年度

事業種目		十和村		西土佐村	
		事業量	事業費(円)	事業量	事業費(円)
補助	桑園造成新植	603a	1,628	1,120a	2,688
	〃 改植	712a	854	378a	339
	共同稚蚕飼育施設	4棟	2,400		
	共同壮蚕			6棟	1,200
	しいたけ乾燥場設置	21棟	3,150	36棟	6,677
	自動鋸購入	9台	900		
	集荷所設置	4棟	800		
	計		9,733		10,904
融資	しいたけ原木購入	1,121m ³	4,840	1,574m ³	2,004
	ひな導入	1,500羽	900		
	計		5,740		2,004
合計			15,473		12,908

(第2次) 43～45年

事業種目		十和村		西土佐村	
		事業量	事業費(円)	事業量	事業費(円)
補助	桑園造成(新植)	260a	910	700a	3,682
	〃 (改植)	900a	1,350	821a	
	壮蚕飼育所	10棟	2,000		
	自然上簇器	3,013組	1,888	150組	90
	自給桑苗生産			130a	624
	稚蚕飼育所			1棟	750
	しいたけ乾燥所			14	3,094
	畜舎	2台	500		
	病害虫防除器具	9台	360		
	搬送施設(動力)			2カ所	800
	自動鋸			9台	765
	茶園造成	1,038a	1,972		
計			8,900		9,805
融資	しいたけ原木	788m ³	4,563	1,026m ³	5,950
	肥育素牛	10頭	1,000		
計			5,563		5,950
合計			14,463		15,755

上掲表の事例をとおして知られるごとく、これら十和、西土佐両地区においては、事業メニューは細分化されており、しいたけ原木の購入のため融資、しいたけ乾燥所設置や自動鋸購入に対する補助など、しいたけという林業サイドから扱う作目の振興は、それらの地区にマッチした桑、茶、畜産などの振興作目との関連のもとで、きめ細かく導入されている。

実さい、われわれが訪れた十和、西土佐、三原などの地区でお会いした関係者からは上述した事業実施状況でもふれたごとく、大体において、各地区いずれの場合にも、この事業は、各地区の実情にマッチしたきめの細かい振興事業だと受けとめられていた。

とくに、市町村関係者からの出された意見が、この事業すなわち県の育成機能を評価するうえで注目される。

いまその意見をわれわれなりの表現にかえて述べてみると、大要つきのとおりであった。
すなわち、この事業は国が行なう振興諸施策の補完的な役割りをもつというだけでなく、この計画作成、計画実行を通じて、市町村という地域振興のための計画作成主体、地域住民という計画実行主体を明確にし、ひいては地域振興の主役はわれわれだという自覚を地域住民自身に与えることに大きい効果をもっている。

○) 集団契約造林奨励事業

i) 制度の概要

(目 的)

高知県では、「山林所有者が森林組合に委託して行なう造林事業に対し助成の措置を講ずることによって、造林事業の拡大推進と森林組合の育成強化をはかること」を目的とし、さきに述べた過疎対策総合融資制度の一環として、この集団契約造林奨励事業を、昭和43年度4月、すなわち国がおこなう「団地造林事業」するにさきがけて、県自身の県単事業として事業化しはじめた。

(事業の要件)

この事業は、端的にいって、つぎの要件をみたす造林者に対して県が行なう利子補給(利子補助)の制度である。

その要件というものは、ほぼつきのとおりとなっている。

「(1)「高知県造林事業補助金交付規程」に定める拡大造林事業に係るもの。(2)当該事業に係る経費について、森林組合を通じて農林漁業金融公庫造林資金を借り入れて実施するもの。(3)新植から保育まで一括して、5カ年以上の施業及び管理を森林組合に委託して行なうもの」で、かつ森林組合に委託される事業規模が「10ha以上」でること。

(補助金の額)

「(1) 普通拡大造林事業に係るもの 1ヘクタール当たり 8,857円以内

(2) 団地拡大造林事業に係るもの 1ヘクタール当たり 7,275円以内」

なおさらに、この集団契約造林の促進をはかるため、県では、その事業を実施する森林組合に対し、事業実行に必要な資金を貸付ける制度(林業経営受託促進事業資金)を設けている。この資金制度の概要はあとで述べることにする。

ii) 実施の状況

まず、43年度の計画と実績から、しかも県下4地域ブロック別比較のもとで裾多

地域における実施状況をみると、県全体(783ha)の37%にあたる294haを実施し、県下4地域ブロック中、最高の実績を示している(表Ⅳ-4参照)。

表Ⅳ-4 集団契約造林事業の計画と実績 — 43年度 —

地域 ブロック	計 画 ha	実 績 (ha)			計画達成率 (%)	実績の対県比 (%)
		普通拡大造林	団地拡大造林	計		
安 芸	160.00	72.92	36.46	109.38	68	14
中 央	380.00	111.62	89.86	201.48	53	26
須 崎	160.00	91.41	86.70	178.11	111	23
裾 多	300.00	149.50	144.36	293.86	98	37
合 計	1,000.00	425.45	357.38	782.83		100

(県林業課調)

裾多地域におけるこの集団契約造林実施の状況に立入るまえに、全県と裾多地域について、補助造林の実績をふりかえっておきたい。そのため、43年度の実績をみると、次表Ⅳ-5のとおり示される。

表Ⅳ-5 補助造林事業の実績 — 43年度 —

		再 造 林	普通拡大造林	団地拡大造林	誘導造林	合 計
面(ha) 積	全 県 (a)	864	4309	2479	19	7671
	裾 多 (b)	100	913	777	9	1799
対県 全比	(b/a) %	(11.6)	(21.2)	(31.4)	(47.6)	(23.5)
積(%) 比	全 県	11.3	56.2	32.3	0.2	100.0
	裾 多	5.6	50.7	43.2	0.5	100.0

(県林業課調)

上掲表をみると、裾多地域の補助造林の進捗状況(面積)は、地域内の構成比では普通拡大造林が全体の半を占めて最も大きいウエイトを占めている。しかし注目したいのは、裾多地域

においては、団地拡大造林のウエイトが大きい点である。すなわち、対全県比では31.4%と、県全体の3割を占め、しかも、地域ごとの構成割合でも全県では32%であるのに比べ43%を示している。

このことから、幡多地域では補助造林事業のさいの拡大造林推進の方向が、傾向としては、造林者が個々にすすめるよりは、森林組合、公社、公園などによって事業的に、また面積的にまとめながらすすめる方向に傾斜しているとみなされる。

そこでつぎに、本項でとくにスポットをあててきている県単事業の集団契約造林が、補助造林事業、とりわけそのなかの団地拡大造林事業にいかに関与されているかについて、幡多地域の現況をみてゆこう。

そのため、前掲表と同じく43年度について、補助造林（普通拡大と団地拡大造林）に占める集団契約造林の割合（面積）をみると、次表Ⅳ-6表のとおり示される。

表Ⅳ-6 補助造林に占める契約造林の割合 — 昭和43年度 —

地 域	普通拡大造林	団地拡大造林	計
	面 積 (ha)	面 積 (ha)	面 積 (ha)
補 助 造 林	4309.53	2478.55	6788.08
全 県 契 約 造 林	425.45	357.38	782.83
割 合	9.9	14.4	11.5
補 助 造 林	912.86	777.34	1690.20
幡 多 契 約 造 林	149.50	144.36	293.86
割 合	16.4	18.6	17.4

(県林業課調)

上掲表にみられるごとく、補助造林のうちの普通拡大造林に占める集団契約造林実行の割合は、県全体では9.9%であるのに対し、幡多地域では16.4%と大きい。しかしさらに、同じく補助造林のうちの団地拡大造林に占める集団契約造林の割合をみると、県全体、幡多地域ともに上述の普通拡大造林よりも大きく、とりわけ、幡多地域ではその割合が18.6%と、団地拡大造林面積の約2割でこの集団契約造林が導入されており、そのウエイトは県全体に比べて大きい（全県では14.4%）。

さらに、幡多地域におけるこの集団契約造林の実績を43、44両年度についてみると、次表Ⅳ-7のとおり示される。

表Ⅳ-7 集団契約造林実施面積の比較

— 43年度と44年度 —

		普通拡大 (ha)	団地拡大 (ha)	計 (ha)
幡 多	43年度	150 (51%)	144 (49%)	294 (100%)
	44年度	187 (35%)	339 (65%)	526 (100%)
全 県	43年度	425 (54%)	357 (46%)	782 (100%)
	44年度	627 (36%)	946 (64%)	1573 (100%)
対全県比	43年度	0.35	0.40	0.38
	44年度	0.29	0.36	0.33

(県林業課調)

上掲表にみられるごとく、この事業実施面積自身の増加の程度（44年度/43年度）は、全県の2倍に対し、幡多1.7倍とややおとり、また、実施面積の対全県比を求めると、43年度の0.38から44年度には0.33と、若干減少している。つぎに実施されている集団契約造林事業の内訳構成、すなわちこの事業が、普通拡大と団地拡大のいずれの補助造林のさいに活用されているかをみると（同じく上掲表Ⅳ-7参照）、この事業開始第1年目の43年度には、幡多地域、全県いずれも普通拡大のさいに活用されるケースが多く、面積構成では過半数を占めており、とくに、その傾向は全県の場合が顕著にみられた。

しかし、第2年目の44年度には、その傾向は著しく変わり、幡多地域、全県ともに、団地拡大のさいに活用されるケースが多くなり、面積構成では65%程度を占めるにいたっている。

最後に、それではこの集団契約造林の事業実行主体になっている森林組合別に、この事業がどのような進捗状況にあるかについてみてみたい。

そのため、組合別に、昭和43・44両年度について、この事業の実施状況をまとめ、次表Ⅳ-8に示す。

表Ⅳ-8 組合別集団契約造林の実施状況

43・44年度

森 林 組 合	件 数	受 託 者 数		実 施 面 積 (ha)		計
		43年	44年	普通拡大	団地拡大	
大 正	18 25	18	25	49.85 74.20	— 37.38	49.85 111.58
昭 和	1 18	1	18	— —	10.00 95.50	10.00 95.50
十 川	— 6	—	6	— 10.10	— 4.00	— 14.10
西 土 佐	25 22	25	22	29.56 33.10	44.24 36.15	73.80 69.25
中 村	4 1	1	1	— 10.00	26.90 10.00	26.90 20.00
三 原	4 12	4	12	21.32 40.00	— —	21.32 40.00
宿 毛	11 7	9	7	48.77 5.00	40.75 82.80	89.52 87.80
大 月	— 2	—	2	— —	— 63.41	— 63.41
土佐清水西部	1 1	1	1	— —	124.7 10.00	124.7 10.00
土佐清水東部	— 3	—	3	— 15.00	— —	— 15.00
佐 賀	1 —	1	1	— —	10.00 —	10.00 —
計	65 97	60	98	149.50 —	144.36 339.24	293.86 528.64
県 合 計	— 279	190	279	425.45 626.70	357.38 946.35	782.83 1,573.05

注1) 上段が43年度、下段が44年度を示す。(県林業課調)

注2) 実施組合数は県全体で43年度は26、44年度は31で、総数のそれぞれ52%、63%に相当している。なお、県全体の森林組合数は43年度50、44年度49となっている。

注3) 幡多地域の森林組合は、本表に掲げた11組合のほか大方に1組合ある。

左掲表にみられるごとく、まず実施森林組合は、幡多地域12組合中、43年度では8であったが44年度には、海岸部の大方と佐賀両組合を除く10組合を数えている。

件数も43年度の65件より44年度には97件と増加している。

受託者数は、43年度の60人より44年度には98人とこれまた増加している。

さて、幡多地域の中、前章Ⅱにおいて森林資源的なまとまりと拡がりをもつ地帯として区画した。〃北幡・中部〃地帯の6地区に該当する7森林組合について、この事業の実施状況を比較したい。

まず、大正、西土佐両組合(地区)では、43、44両年度を通じ、実施件数、受託者数、実施面積はともに多く、したがって、1件当たりになると実施面積は比較的小さくなっているものの、この事業はこれら両地区のなかに実施当初からひろく浸透しつつある。宿毛では、一方では大正、西土佐と同じく、両年度を通じ、実施面積は多いが、他方、実施件数、受託者数は少なく、したがって、1件当たりの実施面積は比較的大きい。

十和地区には、2つの森林組合があるが、そのうちの昭和森林組合(旧昭和村地区)では、両年度を通じいずれも団地拡大に対して、この事業が活用されているが、とりわけ、事業実施2年目の44年度には前年度に比べ、実施件数では1から18件へ、実施面積では10~96haへと、いずれも急増しており、この事業の地区内への浸透が、明瞭にあらわれている。

十和地区内にみるもうひとつの組合である十川森林組合では、44年度すなわちこの事業の2年目から活用しはじめている。

中村地区は、幡多地域中でもっとも民有林面積とりわけ天然林面積を広く擁しているが、中村森林組合におけるこの事業の実施状況をみると、その浸透の程度は未だ低い。

三原地区は、民有林の人工林と天然林面積についていうと、対幡多地域比では、上述の中村地区と対照的に、その面積比はきわめて小さい。すなわち、中村地区の22.5%、21.9%に対し三原地区では5.6%、2.4%にしかすぎない。(表Ⅱ-4参照)。

それにもかかわらず、三原地区では、43年度、44年度いずれもこの事業を活用し、とりわけ44年度には、前年度に比べ、件数では3倍、実施面積では倍増している。そしてまた、その実施面積は44年度には上記中村地区に比べ2倍に当たっている。

ただし、この三原地区は上述したごとく地区の森林面積それ自身が小さいことなどのため、この事業は団地拡大でなく、もっぱら普通拡大造林に活用されている。

d) 林業経営受託促進事業

ところで、県では前述した集団契約造林事業の実行をさらに側面的に奨励するための県単事業を、同じく43年4月から始めている。すなわちそれは、林業経営受託促進事業と称され、集団契約造林の実際の事業実行主体となる森林組合に対し、資金の一時貸付を行ない、この事業の実施がより円滑にゆくことを意図したものである。以下、この促進事業について、いまいどころの事業の目的や事業概要について、全事業要綱にしたがって紹介したい。

1) 制度の概要

目的は、「集団契約造林事業を促進するため森林組合が、山林所有者から受けて行なう造林事業に対し資金を貸付けることにより、林業経営の安定的発展と山村地域の振興をはかること」におかれている。

したがって、この事業で行なう資金の貸付は、とうぜん集団契約造林事業が、その対象となる。

貸付方法は、県森連へ一括貸付ける、という方法を取り、各単位組合は県森連から借りうけることになっている。

貸付期間は1カ年で、利息は年4分。

融資枠は、43年度として1,750万円、44年度として4,750万円が計上されている。

ii) 実施状況

この促進事業の実施状況を、各単位組合別の貸付金利用状況によって示すと、右表Ⅳ-9のとおりになる。

まず、県全体でみたこの事業の貸付金総枠は43年度の1,750万円から44年度の4,750万円へ

表Ⅳ-9 林業経営受託促進事業貸付金利用状況
(単位万円)

森 林 組 合	4 3 年 度	4 4 年 度
大 正	110	194
昭 和	22	37
十 川	—	186
西 土 佐	165	429
中 村	60	147
三 原	46	113
宿 毛	210	468
大 月	—	—
土佐清水西部	26	55
土佐清水東部	—	—
佐 賀	22	45
計	661	1,674
県 合 計	1,750	4,750

(県林業課調)

と増加し、その伸びは約2.7倍に達している。

さて、幡多地域の場合を例にとってみると、上掲表に示されるごとく、その利用状況は、まず、集団契約造林を実施している11の森林組合のうち9組合までが、いずれもこの事業利用し、その集団契約造林の実施を円滑にするためこの貸付金の融資を受けている。

また、それら幡多地域9組合が利用している貸付金総額は、全県融資枠の35%~38%と、かなり大きいウエイトを占めている(43年度は38%、44年度は35%)

3) まとめ

本項(4)では、はじめにふれたとおり、林業地域育成のために果している「県」の機能を県が制度化している県単独事業の仕組みと実施状況をとおして吟味したいため、諸事業の中から県単山振、集団契約造林、林業経営受託促進の3事業を取りだし、幡多地域の実情に立脚しながら、その事業の紹介につとめた。

これまでの吟味から、幡多のごとき、低位生産性の林地が面積的に広く残されているものの、自然立地的にはヒノキの生育に適した可能性を十分もっている地域で、しかも、地域産業の振興にはまずもって農業とともに林業の振興が要請されている地域では、前項(3)で述べた国・県の公共投資の果たす機能の重要なことはいうまでもない。

しかしながら、現地に密着した地域産業の振興のための契機をみいだすためのひとつとしては、振興計画の作成と実行を担う主体が地域住民の中から育ってゆくように、本項(4)で紹介したごとき県単独事業の実行、いかえると県が地域振興の先頭に立つ必要があらう。

ふえんすると、県は、林業地域育成のために、第1に、市町村が中心になって作成する「地域住民の総意を結集した地域振興計画」のなかで、地域の林業をいかに位置づければよいか、そのための判断材料(地域林業に関する資源、生産、経営、流通、組織などにわたる)を提供すること、つぎに、森林組合など生産者の自主的組織が上述の振興計画とりわけ林業の振興にかかわる計画の実行を担うにふさわしい体質を備えるように指導ないし誘導すること、さらには、県自身、それらを行なうために必要な行政的措置を制度化し、

実施に移す体制をととのえることなどが必要とされよう。

そのさい、本項(4)で紹介した諸事業にみられたごとく、県が制度化して行なう県単営事業は、助成額そのものによる評価よりも、その事業(制度)が、各地区の産業振興の現情と将来方向からみて、各事業(制度)が相互に関連し合い(本項4で紹介した県の過疎対策の全体系と、そのもとにおける融資制度の位置づけ、また、融資制度のなかでの集団契約造林と受託促進事業の関連づけなど)、しかも、それらの事業(制度)の内容と運用が、地域、地区の実態にマッチしたきめの細かいものであることが(国が行なう振興施策より以上に、)とくに必要とされよう。

また、県単山振の事業種目(表Ⅳ-3)からも明らかなごとく、林業地域育成といっても、それはあくまでも各地域における農、畜、林業が相互に関連しあいながらすすめられるものであるということを、改めて直視しておく必要がある。

V 今後の課題

当初予定したもののうち、幾つかの吟味を今後の課題として残さざるをえない。

そのうちでもまずもって、林業地域育成機能の反応を知りたいため訪問した現地での関係者の意見や現地の事情について、地区別に整理し、問題の相互検討を行なわなければならないと考えている。

そのつぎには、以下述べる3つの側面から考察をすすめたい。

そのひとつは、国とりわけ国有林が果たそうとしている林業地育成機能に関してであり、具体的には、最近、幡多をふくむ四国西南地域の民有林の拡大造林を、地元の国有林が推進母体となつて、嘗ての官行造林のごときフォームですすめようとしているところの「四国西南地域特別造林案」に関する吟味ないし評価についてである。なお、この案の目的については、付属資料1に、この案の「趣旨」を引用し掲げておく。

第2は、地域の振興計画を扱う場合に欠かすことのできない社会的な計画サイドについて扱いたい。そのためには、幡多地域を対象として経済社会圏の設定の試みを行なっている学習院大学恒松教授の調査研究の成果、すなわち「高知県における経済社会圏設定の構想に関する調査報告」(44年5月)を吟味してゆきたい。なお、この調査報告の成果をまえて紹介しておく意味から、その一部を付属資料2に掲げた。

第3に、今後の地域林業分析に関する調査研究には、クロスセクション的およびタイムシリーズ的に、しかも林業と直接的のみならず間接的にも関連しあう他産業部門との相互関連を計測的に明らかにしてゆく必要がある。

そのための経済分析手法としては産業連関分析があり、統計データとしては産業連関表、地域産業連関表がある。^{注1)}

また、農林業を対象とした動向分析のためには、農林業センサスがある。

ただし、今年1970年(昭和45年)農林業センサスが実施され、集計中の段階なので、このセンサス結果の利用も過去に行なわれた1960年(昭和35年)と1965年(昭和40年)の2時点と比較をすすめざるをえない。^{注2)}

分析は、幡多10カ市町村を対象にすすめることとし、とりあえず現在算定を終えた整理表の一部、すなわち、10地区ごとに、総農家数を占める栽培、飼養、保有作目別農家戸数の変化を付属資料3に掲げる。

注1) 林業を中心とした産業連関分析(地域産業連関分析をふくめ)については、高木がすすめており、日林講78、79、80回大会講演集および林業経済269号(1969年7

月号)などに成果の一部を発表している。

注2) 1965年(昭和40年)センサスは、げんみつには農業を主とした中間センサスである。

付表1. 民有、国有林別面積、蓄積

民有・国有別 市町村	人	天	別	民 有 林			国 有 林			総 計
				人 工 林	天 然 林	計	人 工 林	天 然 林	計	
中 村 市	S	79	185	264	33	3	36			500
	V	345	685	1029	450	36	486			1514
宿 毛 市	S	61	124	185	28	15	41			226
	V	265	511	776	193	163	356			1132
土佐清水市	S	39	111	150	32	28	60			210
	V	82	344	426	206	289	495			921
佐 賀 町	S	18	33	51	5	4	9			60
	V	54	98	152	15	106	121			273
大 正 町	S	37	81	118	51	6	57			175
	V	173	442	615	346	79	425			1040
大 方 町	S	12	52	64	8	2	10			74
	V	39	200	239	63	18	81			320
大 月 町	S	11	46	57	0	7	7			64
	V	26	150	176	2	78	80			256
十 和 村	S	22	86	108	28	5	33			141
	V	81	444	525	349	91	440			965
西土佐村	S	49	106	155	51	14	65			220
	V	170	460	630	676	324	1000			1630
三 原 村	S	20	21	41	21	9	30			71
	V	88	96	184	253	123	356			540
地 域 計	S	348	845	1193	257	91	348			1541
	V	1321	3450	4751	2533	1307	3840			8591
県 総 計	S	1784	2463	4247	725	399	1124			5371
	V	13700	13028	26728	8122	8313	16435			43163

高知県：森林資源構成表(昭42)

および高知営林局：森林調査簿より作成

注 S：面積(100ha)、V：蓄積(1000m³)

付表2. 面積、蓄積の対地域比(%)

面 積

民有・国有別 市町村	人	天	別	民 有 林			国 有 林			統 計
				人 工 林	天 然 林	計	人 工 林	天 然 林	計	
中 村	22.5	21.9	22.0	12.9	3.5	10.4	19.4			
宿 毛	17.4	14.6	15.5	10.9	14.5	11.8	14.6			
清 水	11.2	13.2	12.6	12.5	30.7	17.3	13.7			
佐 賀	5.3	3.9	4.5	1.8	4.8	2.6	3.9			
大 正	10.7	9.6	9.9	19.8	6.7	16.4	11.4			
大 方	3.5	6.2	5.4	3.0	1.8	2.6	4.8			
大 月	3.3	5.5	4.8	0.1	7.5	2.1	4.2			
十 和	6.4	10.2	9.1	10.9	5.4	9.4	9.1			
西 土 佐	14.1	12.5	13.0	19.9	15.2	18.7	14.3			
三 原	5.6	2.4	3.4	8.2	9.9	8.7	4.6			
地 域 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0			

(付表1より算出)

蓄 積

中 村	26.0	20.0	21.6	17.7	2.8	12.7	17.6
宿 毛	20.1	14.9	16.5	7.6	12.5	9.3	13.2
清 水	6.2	10.0	9.0	8.1	22.1	12.9	10.7
佐 賀	4.1	2.9	3.2	0.6	8.1	3.1	3.2
大 正	13.1	12.9	12.9	13.7	6.0	11.1	12.1
大 方	2.9	5.8	5.0	2.5	1.4	2.1	3.7
大 月	1.9	4.4	3.7	0.1	5.9	2.1	3.0
十 和	6.2	12.9	11.1	13.8	7.0	11.5	11.2
西 土 佐	12.9	13.4	13.3	26.7	24.8	25.9	19.0
三 原	6.6	2.8	3.9	9.2	9.4	9.3	6.3
地 域 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(付表1より算出)

付表 3 民有、国有林別面積、蓄積の地区別構成比(%)

市町村	民有・国有別 人天別	民 有 林			国 有 林			総 計
		人 工 林	天 然 林	計	人 工 林	天 然 林	計	
中 村	S	24.2	61.8	88.0	10.9	1.1	12.0	100.0
	V	22.7	45.2	67.9	29.7	2.4	32.1	100.0
宿 毛	S	26.9	54.9	81.8	12.3	5.9	18.2	100.0
	V	23.4	45.1	68.5	17.1	14.4	31.5	100.0
清 水	S	18.6	52.9	71.5	15.1	13.4	28.5	100.0
	V	8.9	37.5	46.2	22.4	31.4	53.8	100.0
佐 賀	S	30.7	54.2	84.9	7.8	7.3	15.1	100.0
	V	19.8	35.9	55.7	5.6	38.7	44.3	100.0
大 正	S	21.4	46.1	67.5	29.0	3.5	32.5	100.0
	V	16.6	42.5	59.1	33.3	7.6	40.9	100.0
大 方	S	16.6	70.9	87.5	10.3	2.2	12.5	100.0
	V	12.2	62.5	74.7	19.7	5.6	25.3	100.0
大 月	S	17.5	71.3	88.8	0.7	10.5	11.2	100.0
	V	10.0	58.9	68.9	0.6	30.5	31.1	100.0
十 和	S	15.9	60.9	76.8	19.7	3.5	23.2	100.0
	V	8.4	46.0	54.4	36.1	9.5	45.6	100.0
西 土 佐	S	22.3	48.2	70.5	23.2	6.3	29.5	100.0
	V	10.4	28.2	38.6	41.5	19.9	61.4	100.0
三 原	S	28.0	29.4	57.4	29.8	12.8	42.6	100.0
	V	16.5	17.8	34.1	43.2	22.7	65.9	100.0
地 域	S	22.7	54.8	77.5	16.6	5.9	22.5	100.0
	V	15.4	59.9	75.3	29.5	15.2	44.7	100.0
全 県	S	33.2	45.9	79.1	13.5	7.4	20.9	100.0
	V	31.7	30.2	61.9	18.8	19.3	38.1	100.0

(付表1より算定)

注) S:面積、V:蓄積

付表 4 民有林樹種別森林面積、蓄積

区 分	す き		ひ の き		ま つ		広 葉 樹	
	面 積	蓄 積	面 積	蓄 積	面 積	蓄 積	面 積	蓄 積
中 村 市	(ha) 32,604	(m³) 155,377	(ha) 4,890	(m³) 180,741	(ha) 1,605	(m³) 95,229	(ha) 17,298	(m³) 596,288
宿 毛 市	1,151	69,715	4,222	182,911	1,421	55,746	11,660	467,103
土佐清水市	769	29,427	2,650	49,356	1,131	21,745	10,487	325,305
佐 賀 町	279	16,388	1,125	35,161	665	20,138	3,028	79,740
大 正 町	1,028	19,287	2,477	114,863	1,233	82,180	7,073	358,364
大 方 町	425	17,941	712	19,688	906	66,219	4,388	134,958
大 月 町	356	13,589	537	10,055	686	18,053	4,200	133,691
十 和 村	923	43,511	1,203	36,697	1,174	66,902	7,508	378,094
西 土 佐 村	1,693	88,792	2,957	78,701	1,511	98,858	9,321	361,525
三 原 村	323	26,565	1,493	59,387	312	13,886	1,902	84,257
合 計	9,517	480,592	22,264	767,560	10,650	538,936	76,863	2919,319

(高知県：森林資源構成表より作成)

(昭41)

付表5. 民有林主要樹種別面積、蓄積構成比 一市町村別一 (%)

面積

市町村	樹種	スギ	ヒノキ	マツ	小計	広葉樹他	合計
中村市	村	9.7	18.2	6.0	33.9	66.1	100.0
宿毛市	毛	6.0	22.5	7.6	36.1	63.9	100.0
清水市	水	5.0	17.3	7.4	29.7	70.3	100.0
佐賀市	賀	5.4	21.6	12.5	39.5	60.5	100.0
大正市	正	8.6	20.7	10.3	39.6	60.4	100.0
大方市	方	6.4	10.7	13.6	30.7	69.3	100.0
大月市	月	5.7	9.2	11.7	26.6	73.4	100.0
十和町	和	8.4	11.0	10.7	30.1	69.9	100.0
西土佐市	佐	10.8	18.9	9.6	39.3	60.7	100.0
三原市	原	7.9	26.7	7.7	42.3	57.7	100.0
地域平均		7.9	18.4	8.8	35.1	64.9	100.0

蓄積

中村市	村	15.1	17.6	9.3	42.0	58.0	100.0
宿毛市	毛	9.0	23.6	7.2	39.8	60.2	100.0
清水市	水	6.9	11.6	5.1	23.6	76.4	100.0
佐賀市	賀	10.8	23.2	13.2	47.2	52.8	100.0
大正市	正	3.4	20.0	14.3	37.7	62.3	100.0
大方市	方	7.5	8.2	27.7	43.4	56.6	100.0
大月市	月	7.7	5.7	10.3	23.7	76.3	100.0
十和町	和	8.3	7.0	12.7	28.0	72.0	100.0
西土佐市	佐	14.1	12.5	15.7	42.3	57.7	100.0
三原市	原	14.4	32.3	7.5	54.2	45.8	100.0
地域平均		10.2	16.3	11.5	38.0	62.0	100.0

(付表4より算定)

付表6. 保有山林規模別農家数 一(戸)一 (昭和55年)

区分	総数	0.1~1ha	1~3	3~5	5~10	10~20	20~30	30~50	50~100	100~500	500以上
中村市	2,973	1,325	645	273	282	162	51	20	12	3	-
宿毛市	1,983	873	566	209	149	89	48	22	15	12	-
土佐清水市	1,963	1,086	525	143	124	55	14	11	3	4	-
佐賀市	594	218	155	80	77	44	15	3	2	-	-
大方市	1,142	719	281	62	34	15	5	2	3	1	-
大正市	522	74	110	69	99	101	32	21	13	3	-
大月市	118	15	6	3	59	21	9	2	2	1	-
十和町	857	118	169	144	224	155	35	10	2	-	-
西土佐市	892	134	236	155	182	115	42	16	9	3	-
三原市	483	209	149	60	38	19	5	1	2	-	-
播磨地域計	11,527	4,771	3,042	1,218	1,268	774	256	108	63	27	-
県計	47,440	20,933	13,093	5,052	4,415	2,563	772	356	191	65	-

(1960年農林業センサスより)

付表7. 保有山林規模別農家数 一1965年農林業センサス一

(昭和40年)

(戸)

区分	総数	0.1~1	1~3	3~5	5~10	10~20	20~30	30~50	50~100	100~500	500以上
中村市	2,664	1,146	785	254	254	146	44	21	11	3	-
宿毛市	1,746	661	583	178	146	93	33	29	14	6	1
土佐清水市	1,504	823	408	93	88	50	21	16	3	2	-
佐賀市	536	183	135	87	76	41	9	5	2	-	-
大方市	1,050	633	266	89	42	12	3	2	2	1	-
大正市	486	59	112	55	93	94	31	25	13	4	-
大月市	848	466	257	63	25	18	8	5	5	1	-
十和町	811	98	160	120	217	166	35	12	3	-	-
西土佐市	837	118	198	121	213	119	38	20	6	4	-
三原市	427	176	125	51	55	15	2	3	-	-	-
播磨地域計	10,991	4,363	3,029	1,111	1,209	754	224	138	59	23	1
県計	43,734	18,436	12,565	4,488	4,341	2,521	715	421	192	54	1

(1965年農林業センサス高知県統計書より)

付表 8. 保有山林規模別農家数構成比の変化

市町村	保有山林規模 構成比	保有山林規模				
		0.1 ~ 1 ha	1 ~ 3	3 ~ 5	5 ~ 10	10 ~ 20
県 総 平 均	100.0	42.2	28.7	10.3	9.9	5.8
	100.0	44.1	27.6	10.7	9.3	5.4
中 村	100.0	43.0	29.5	9.5	9.5	5.5
	100.0	44.6	28.4	9.2	9.5	5.4
宿 毛	100.0	37.9	33.4	10.2	6.4	5.3
	100.0	44.1	28.5	10.5	7.5	4.5
土 佐 清 水	100.0	54.7	27.1	6.2	5.9	3.3
	100.0	55.3	26.7	7.3	6.3	2.7
佐 賀	100.0	34.0	25.1	16.2	14.1	7.6
	100.0	36.7	26.1	13.5	13.0	7.4
大 方	100.0	60.3	25.3	8.4	4.0	1.2
	100.0	63.0	24.7	7.2	3.0	1.3
大 正	100.0	12.1	23.1	11.3	19.2	19.3
	100.0	14.2	21.1	13.2	19.0	18.4
大 月	100.0	55.1	30.3	7.4	2.9	2.1
	100.0	12.7	5.1	2.5	50.0	17.8
十 和	100.0	12.1	19.7	14.8	26.7	20.6
	100.0	13.8	19.7	16.8	26.1	18.1
西 土 佐	100.0	14.1	23.6	14.5	25.4	14.2
	100.0	15.0	26.5	17.4	20.4	12.9
三 原	100.0	41.2	29.3	11.9	12.9	3.3
	100.0	43.3	30.8	12.4	7.9	4.0
幡多地域平均	100.0	40.0	27.8	10.2	11.1	6.9
	100.0	41.4	26.4	10.6	11.0	6.7

(単位: % 左側: 昭和40年
右側: 昭和35年)

20 ~ 30	30 ~ 50	50 ~ 100	100 ~ 500	500 ~	備 考	
					減 少 数 (40年)-(35年)	減 少 率 (40年)/(35年)
1.6	1.0	0.4	0.1	—	3,706	0.92
1.6	0.7	0.4	0.2	—	—	—
1.7	0.8	0.4	0.1	—	309	0.90
1.7	0.7	0.4	0.1	—	—	—
1.9	1.6	0.8	0.5	—	257	0.88
2.4	1.1	0.8	0.6	—	—	—
1.4	1.1	0.2	0.1	—	459	0.77
0.7	0.6	0.2	0.2	—	—	—
1.7	0.9	0.3	—	—	56	0.91
2.5	0.5	0.3	—	—	—	—
0.3	0.2	0.2	0.1	—	92	0.92
0.4	0.2	0.2	—	—	—	—
6.4	5.1	2.7	0.8	—	36	0.93
6.1	4.0	2.5	0.5	—	—	—
0.9	0.6	0.6	0.1	—	+730	7.19
7.6	1.7	1.7	0.9	—	—	—
4.3	1.5	0.4	—	—	46	0.95
4.1	1.2	0.2	—	—	—	—
4.6	2.4	0.7	0.5	—	55	0.94
4.7	1.8	1.0	0.3	—	—	—
0.5	0.7	—	—	—	56	0.88
1.0	0.2	0.4	—	—	—	—
2.0	1.3	0.5	0.2	—	616	0.95
2.2	1.0	0.5	0.2	—	—	—

(付表 6、全7より算定)

付表9 年次別、地区別木材伐採量 (1,000 m³)

地区	区分	私有林	公有林	国有林	計
(昭和40年度)					
中	村	21	5	11	35
宿	毛	15	0	23	38
土	佐清水	6	1	24	31
佐	賀	2	0	2	4
大	正	13	13	13	39
大	方	7	—	—	7
大	月	11	—	—	11
十	和	4	—	18	22
西	土佐	19	1	38	58
三	原	2	1	—	3
地域計		100	19	129	48
(6地区計)		(74)	(18)	(103)	(195)
県計		539	91	532	1,162

(昭和41年度)

中	村	47	—	33	80
宿	毛	55	—	53	108
土	佐清水	20	—	39	59
佐	賀	1	0	2	3
大	正	12	8	17	37
大	方	3	—	1	4
大	月	17	—	5	22
十	和	7	—	12	19
西	土佐	18	—	20	38
三	原	3	—	7	10
地域計		133	8	139	380
(6地区計)		(142)	(8)	(142)	(292)
県計		691	31	535	1,257

高知県商工課調

地区	区分	私有林	公有林	国有林	計
(昭和42年度)					
中	村	59	0	19	78
宿	毛	42	0	38	80
土	佐清水	22	—	33	55
佐	賀	2	—	4	6
大	正	12	5	5	22
大	方	5	—	0	5
大	月	17	—	0	17
十	和	6	—	18	24
西	土佐	12	—	21	33
三	原	9	—	5	14
地域計		186	5	143	334
(6地区計)		(140)	(5)	(106)	(251)
県計		705	34	477	1,216

付表 10. 製材工場と生産の推移

年度 項目 市町村	昭 39 年 度				昭 40 年 度				昭 41	
	工場数	K W 数	素 材 消費量 m ³	製 材 生産量 m ³	工場数	K W 数	素 材 消費量 m ³	製 材 生産量 m ³	工場数	K W 数
中 村 市	18	581	34,513 (1,968)	24,880	19	659	34,744 (347)	25,330	18	761
宿 毛 市	12	380	14,413	12,460	13	599	23,426	17,269	13	484
土 佐 清水市	14	225	7,336	5,408	14	239	7,210	5,182	14	269
佐 賀 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大 正 町	7	279	16,643	11,913	6	264	16,339	7,256	7	320
大 方 町	6	133	3,616	2,708	6	133	3,380	2,336	7	158
大 月 町	3	45	2,718	1,974	3	45	2,600	1,976	3	48
十 和 村	2	58	1,752	1,232	2	58	2,471	1,573	×	×
西土佐村	4	97	2,600	1,786	4	97	4,036	2,995	4	107
三 原 村	5	61	1,412	1,017	4	51	410 ¹	362	4	52
合 計	71	1,859	87,003 (1,968)	63,598	71	1,945	94,616 (347)	64,279	71	2,246
高 知 県	471	17,059	779,444	591,791	457	16,796	821,944	631,794	456	17,631

注) 素材消費量のうちの() 数値は、全消費量中の外材部分

年 度		昭 42 年 度				昭 43 年 度			
素 材 消費量 m ³	製 材 生産量 m ³	工場数	K W 数	素 材 消費量 m ³	製 材 生産量 m ³	工場数	K W 数	素 材 消費量 m ³	製 材 生産量 m ³
41,778 (4,203)	31,873	22	826	41,627 (14,287)	30,415	22	905	50,541 (16,086)	37,454
25,753 (300)	20,303	12	495	24,075 (2,439)	19,392	11	495	25,015 (2,900)	19,294
8,176	6,173	13	249	7,304 (320)	5,700	12	240	7,426 (1,530)	5,184
—	—	×	×	×	×	×	×	×	×
10,656	7,765	7	320	11,419	8,242	7	320	12,474	9,002
3,071	2,357	7	170	2,383 (106)	1,833	7	170	2,802 (839)	2,059
2,356	1,729	3	48	2,087	1,625	2	82	2,975	2,200
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
3,106	2,240	4	117	3,339	2,391	4	117	4,275	3,084
1,043	740	5	70	992	791	5	69	811	622
97,755 (4,503)	74,505	75	2,353	95,484 (17,180)	72,016	72	2,456	108,558 (21,368)	80,663
849,336	660,480	452	18,561	866,871	667,924	445	19,286	931,875	709,822

高知県商工課調

付表1 1. チップ工場と生産推移

年度 項目 市町村	昭 39 年 度				昭 40 年 度				昭 41	
	専 業	兼 業	A m³	B m³	専 業	兼 業	A m³	B m³	専 業	兼 業
中 村 市	2	2	4,425	101	1	2	4,220	807	2	3
宿 毛 市	2	2	2,317	2,422	2	2	867	6,959	3	4
土 佐 市	×	×	×	×	×	×	×	×	2	—
清水 市	×	×	×	×	—	—	—	—	—	—
佐 賀 町	×	×	×	×	—	—	—	—	—	—
大 正 町	1	6	2,217	649	1	7	1,859	171	1	7
大 方 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大 月 町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
十 和 村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
西土佐村	3	2	157	436	3	4	560	2,310	1	4
三 原 村	—	—	—	—	—	—	—	—	×	×
合 計	9	14	9,273	6,986	8	16	7,748	14,507	10	19
高 知 県	160	44	71,218	33,287	164	44	97,466	42,649	175	42

注) Aは廃材利用によるチップ生産量
Bはチップ用原木によるチップ生産量を示す。

年 度		昭 42 年 度				昭 43 年 度			
A m³	B m³	専 業	兼 業	A m³	B m³	専 業	兼 業	A m³	B m³
5,212	29,700	2	3	4,228	37,375	2	9	5,963	34,845
1,666	—	3	4	881	14,072	2	2	495	2,903
—	4,019	3	—	—	8,375	3	1	50	6,451
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1,477	—	2	6	1,552	120	1	7	2,605	1,860
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	2	1	375	1,495	2	1	310	800
320	—	1	4	550	3,540	1	4	300	2,307
×	×	1	1	70	1,440	×	×	×	×
9,023	55,252	14	20	7,706	66,417	12	25	9,973	49,596
103,436	85,881	179	46	102,176	152,228	172	39	78,774	118,289

高知県商工課調

付表Ⅳ-1 産業部門別「公共投資」の年次別推計額

(単位 100万円)

年次	部 門 地 域	産業基盤	国土保全	商 工 業	農 業	林 業	合 計
昭35年	県	2,440	595	23	104	248	3,410
	幡 多	1,011	117	4	50	61	1,243
昭36年	県	3,077	784	42	105	335	4,343
	幡 多	308	148	0	35	48	539
昭37年	県	4,103	1,006	100	213	383	5,805
	幡 多	545	172	4	61	85	867
昭38年	県	2,191	1,224	79	301	681	5,202
	幡 多	692	228	1	77	79	1,077
昭39年	県	6,679	1,586	108	424	687	9,484
	幡 多	1,415	322	8	90	86	1,921
昭40年	県	9,060	1,667	130	623	847	12,327
	幡 多	2,127	270	14	130	92	2,633
昭41年	県	9,203	1,840	121	545	975	12,684
	幡 多	2,604	283	13	143	156	3,199

注) 県の関係部課を中心にデータを集収し、集計したもの。

なお、この推計の範囲については本文Ⅳ-d)-i)参照。

付表Ⅳ-2 年度別林業部門における「公共投資」推計の内訳

(単位 千円)

年次	項 目 地 域	母 樹 の 設 定	種子採取 補助	保 護 造 成	採 種 造 成	ま づ く い	小 計	林業構造 改 善	林 業 造 成	林 業 小 計	合 計
昭35年	県								12,083	24,755	24,755
	幡 多								19,303	6,072	6,072
昭36年	県								19,018	35,546	35,546
	幡 多								24,129	4,809	4,809
昭37年	県								19,174	38,308	38,308
	幡 多								20,490	8,488	8,488
昭38年	県					4,638	4,638		41,546	67,596	68,607
	幡 多					2,700	2,700		25,349	7,663	7,663
昭39年	県	601	776	98	400	4,509	6,584		44,194	68,100	68,758
	幡 多	60	20	22	80	1,629	1,811		52,513	8,427	8,427
昭40年	県	597	1,509	196	494	4,344	7,140	44,327	55,570	84,038	84,748
	幡 多	60	82	—	—	1,311	1,453	—	36,190	9,013	9,156
昭41年	県	597	1,596	214	800	4,389	7,596	11,313	59,549	96,702	97,529
	幡 多	60	382	—	—	1,442	1,884	1,941	66,245	15,464	15,648

注) 主として林業関係の各課を中心にデータを集収し、集計したもの。

なお、推計の範囲については付表Ⅳ-1と同じく、本文Ⅳ-a)参照のこと。

四国西南地域特別造林案

— 抜 す い —

1968年4月 高知営林局

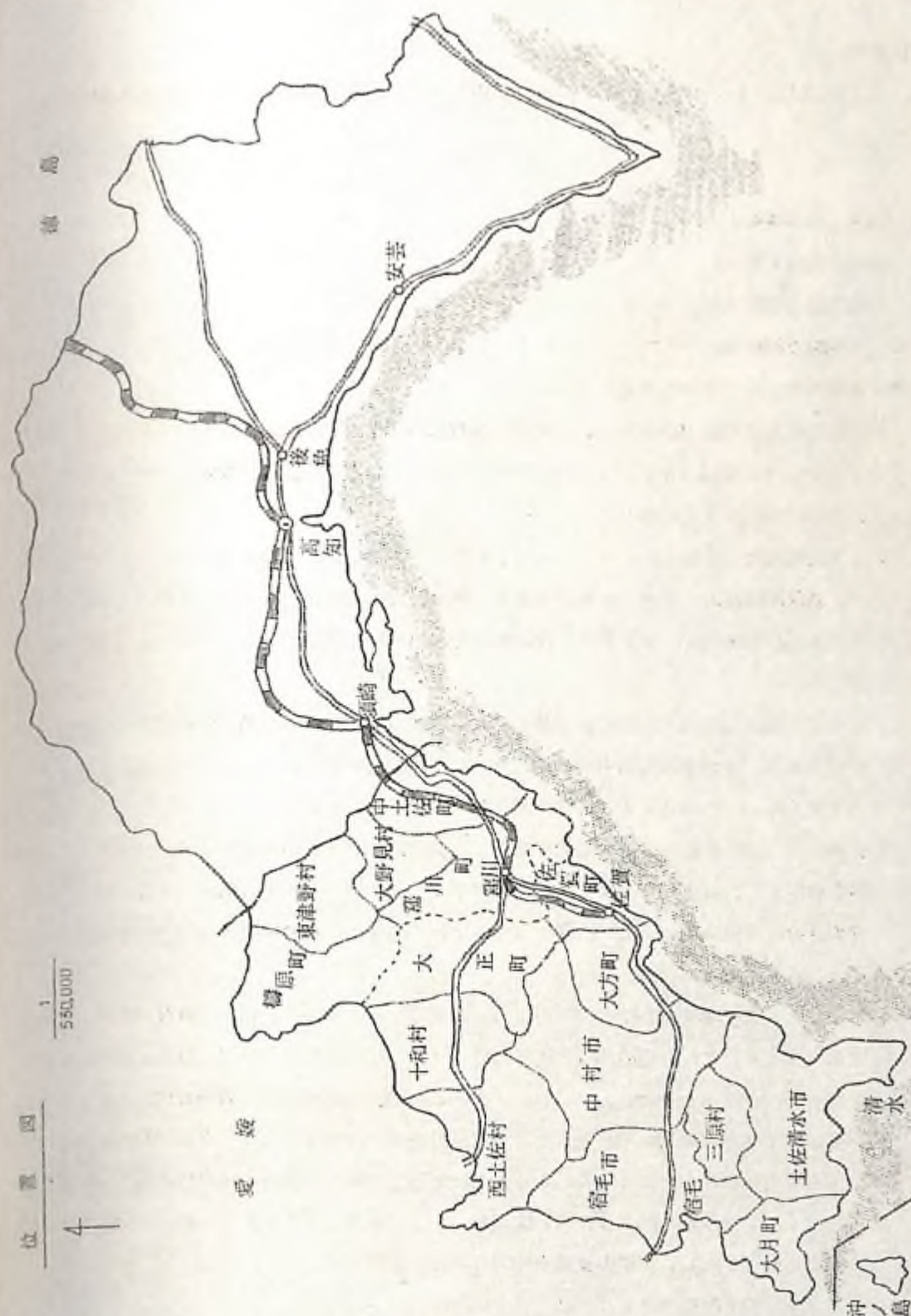
1. 特別造林の趣旨

特別造林とは、四国西南地域にある低質広葉樹の民有林約10万haのうち、約6万haを対象として、国有林の組織、技術、資金を動員して、分収契約により実施しようとする大造林のことである。これに要する経費は、総額約100億円、当初5カ年計画で約20億円であるが、農林業構造改善事業などによる国有林野の活用の結果不要となる造林費を、全国的に集めてこの地に集中投入し、不足分は国有林野事業特別会計の剰余金を活用することになれば、充分調達可能であろう。

この地域は温暖多雨で、土質もよく極めて高い成長が期待され、北海道など成長の悪い地域にくらべると、量的には5倍、価値的には6倍以上の成長が見込まれる。従って、充分投資価値のある事業といえよう。

この特別造林事業の実施は、農林業構造改善などによる国有林野の活用を円滑化し、しかも国有林経営の基盤安定強化にも役立つ必要不可欠のものと考えられる。また雇用の増大を通じて、過疎対策に貢献し、あわせて森林資源の増大、木材関連産業の振興にも、大きく寄与できると考えられる。

なお、制度化にあたっては、全国的にみて投資価値が高く、林種改良が大巾に遅れている民有林地域を2～3カ所だけ選定して（勿論この四国西南地域を含めて）、集中的に実施することがのぞましい。



高知県における経済社会圏域設定の構想に関する調査報告

一 抜 粋

1. 過疎とその課題(略)

2. 過疎の現状(略)

3. 圏域設定と過疎対策

(1) 一般的な圏域設定

(2) 過疎地域における圏域設定のあり方

全般的に人口の減少がみられ、特に農山村において人口が急減している過疎的な県を対象とし、その圏域設定のあり方について考えてみたい。この場合、圏域設定は……、次のものを、その発想に置くと思われる。……

ア、生活環境施設の整備が、コミュニティ配置の考え方の中心となる点は(1)―①と同様であるが、過疎地域においては、(1)とは異なり、当面は比較的狭い圏域における拠点を中心に少なくとも学校、保育所、集会施設、保健医療施設等基礎的施設の充分なる確保を行なう必要があること。

イ、次に、過疎地域においては、道路(特に県道、市町村道)の整備自体が住民の基礎的生活手段であり、また施設の効率的利用のための圏域設定のポイントでもあるので、そのブライオリテイ等が(1)の場合にまして明確にされる必要があること。

ウ、最後に、この点はかなり付帯的であり、実際問題としても困難であるが、合理的な土地利用を前提にし、造林、米+α(園芸、畜産等)、畜産等の農林業振興施策を行ない、立地条件が許せば労働集約型工業の誘致をはかる必要があるが、この場合、圏域設定と結び付けて考える必要があること。

以上から、過疎地域における圏域設定は、通常の地域において、都市と農村が有機的に結合して構成される日常社会生活圏の実体に着目して、生活環境施設の設置と整備を中心に圏域設定が行なわれるのとやや観点を異にし、生活圏の実態、住民の連帯意識等をベースにしつつも、道路整備および地場産業振興を含む過疎対策を積極的に行なうという行政上の観点を濃厚に加味してとらえられなければならないと考える。しかしながら、圏域を設定し、コミュニティを配置育成する場合の基本的な要件は、住民のコンセンサスであろう。したがって一定の圏域設定の基準を明らかにし、住民の支持と協力を求める必要がある。

① コミュニティ配置の考え方

過疎地域を含めて一般的にみられる傾向は、第一には、かなりな集積を有する集落以上は人口減少比率が少なく抱占性を持ちつつあること、第二には、その集落は、人口4～5万程度の小規模都市の圏域への依存が少なく、相当規模の集積を有する中核都市を指向する傾向をみせつつあることである。

それを前提とし、コミュニティの階層的配置のあり方を、

- a 集 落
- b 基礎集落圏
- c 核集落、まち圏
- d 地方都市圏(広域市町村圏)

に分けて、考えなければならないとし、報告書のなかでは詳述されている。

3. 圏域設定と過疎対策(つづき)

(3) 当面する具体的対策の構想

過疎対策終局の目的が、過疎地域住民のナショナルミニマムを確保すること、換言すれば、農山村地域の住民が安全かつ快適な社会生活を維持することができ、しかも、都市的サービスをも享受できるような状態を実現することにあるとすれば、その施策は、あらゆる分野にわたる総合的なものであるべきであろう。また、大都市圏への人口集中が続くかぎり現在の過疎現象はいつその進展が予想されるが、過疎対策は、単に過疎地域に対する局地的、対症的施策のみでは十分とはいえず、過密対策ないしはより広い都市政策が並行して行なわれなければならないと思われる。

目下、国においては、過密・過疎に関する総合施策を検討中であると聞くが、地方公共団体としても、当面、自主的に次のような施策構想の積極的な推進が必要であると考えられる。これは前述した(2)の考え方にも対応するものである。

その第1は、住民の日常生活の中心である核集落・まちの機能を補強整備することである。

一般的に過疎地域では、地域社会の一体性の確保と生産活動の基礎条件でもある道路網の整備が遅れており、国県道からなる幹線道路の整備と並行して市町村道、農道、林道等住民日常生活の直接的手段である生活道の整備を促進する必要がある。しかし、過疎現象のみられる市町村は、一般的に財政力が劣弱であってその整備が不可能であるので、国はもとより県においても、これら道路の新設、改良、舗装に要する経費について特別助成措置を講じることを検討すべきであろう。

第2には、生産振興のための施策である。

過疎現象のみられるのは一般的に農山村の地域であり、そこでは経営基盤が弱小であるうえに、土地の利用、労力の配分の不合理性等から生産性が低く、都市やその周辺地域に比して所

得水準がきわめて低い。最近、総合農政の必要性が強調されているが、過疎地域住民の所得を向上させるためには、地域の特性に応じた効率的な作目の組み合わせによる有効な土地利用のもとで、省力化と労力配分の安定合理化をすすめ、さらに加工による付加価値の増大と流通体制の整備確立が必要である。もちろん、農林業振興のための施策は従来から推進されているところであるが、過疎地域における生産基盤の整備については、地方公共団体の手でいっそ積極的に推進することとし、農林業者個々の経営改善または生産振興については、利子補給等低利資金の融資制度を整備拡充すべきであろう。

第3には、上述の2施策を講じて、なおかつ、効率的な開発をすすめることが困難な地域については、全戸移転をたてまえとする集落の移転対策を講ずべきであろう。

4. 幡多地域における圏域設定(ケース・スタディ)

(1) 地域の現況(略)

(2) 人口移動と生活行動

① 市町村別人口、世帯数の動き

幡多地域の市町村別人口、世帯数の動きは次表に示すとおり、昭和35年から昭和40年までの5か年間に、著しい人口減少をみている。最も減少率の低い佐賀町が $\Delta 7.1\%$ 、中村市が $\Delta 8.3\%$ でこれに続き、他の市町村は $10\sim 18\%$ の減少を示している。しかし、住民登録人口から推計したところによると、昭和40年以降は減少のテンポが鈍化した市町村と、さらに減少の激化した町村とに分かれている。大方町は増加に転じ、中村市、宿毛市、土佐清水市、十和村および西土佐村は減少率が低くなり、佐賀町、大正町、大月町および三原村は年減少率 $1\sim 2\%$ から $3\sim 4\%$ へと減少が激化しつつある。

世帯数は、中村、宿毛、土佐清水の3市は増加を続けており、大方、大月、十和が増加に転じ、大正、三原、西土佐が減少を続け、佐賀町が減少に転落している。

年齢階層別にみると、14歳以下が5万2,778人から3万9,822人へと1万2,956人(24.5%)減少、15歳以上24歳までが1万9,959人から1万8,613人へと1,346人(6.7%)減少、25歳以上34歳までが、2万3,462人から1万8,635人へと、4,827人(20.6%)減少、35歳以上59歳までが、4万1,508人へと4,86人(1.2%)増加、60才以上が2万5,922人から2万1,741人へと1,149人(5.6%)増加している。幼齢人口の減少率がとくに高いのは、大方町の $\Delta 30.6\%$ 、西土佐村 $\Delta 28.3\%$ 、大正町 $\Delta 27.4\%$ などである。

就業人口についてみると、7万7,462人から6万6,260人へと1万1,202人(14.5

$\%$)減少し、産業別構造は、一次産業が 64.1% から 54.3% へ、二次産業が 10.1% から 13.8% へ、三次産業が 25.8% から 31.9% へと変化している。

(3) 幡多地域の圏域設定と拠点区域

① 地方都市とその圏域(広域市町村圏)

地方都市圏設定の最大の要件は、交通通信網の現状と将来である。それは、前記図表3~4に示されるように、横の東西の交通網に比し、縦の南北の交通条件が相当に悪く、脊梁の山地を考えるとそれは将来も大きな期待を持ってない。したがって北幡から中村市に往来することは相当の困難を伴うもののようである。また、国道56号線、主要地方道宇和島一窪川線等の整備、土佐佐賀一中村、窪川一江川崎間の鉄道の新設建設によっては、南北の結び付きは、相対的にさらに低下しよう。現在、西土佐村、十和村の一部は愛媛県南部との交流も強い。中村市を中心とする南部間の交通条件は改善されつつある。

次に、買物圏、医療圏、通学通勤圏をみると、北部と南部との関連性は薄い、南部3市2町1村の関係は相当に認められる。行政面では種々の司法行政機関が中村市に集中し、一部を除いては、中村市が幡多地域統括の中心となっている。

土地利用の関係では北部は林野率が高く山村であり、南部は農山村で最近、果樹、野菜、工芸作が伸びている。

以上から幡多地域は、地方都市圏としては、南部(中村市、宿毛市、土佐清水市、大方町、大月町、三原村、佐賀町一佐賀町については、鉄道建設による中村市との一体性を重視した)と北部(大正町、十和村、西土佐村)に区分し圏域設定すべきであると考えられる。

この場合、南部では、中村市が大方町との強い一体性を保持しつつ中心的な拠点機能をにない、宿毛市が産業機能の面で土佐清水が観光機能の面でそれぞれ機能を補完分担することになると思われる。北部については、地方都市なき圏域として設定し、窪川町にある程度施設の依存しつつ、高知市との交流を深めるとともに、圏内において特性ある核集落・まちの育成をはかるべきであろう。

② 核集落・まちとその圏域(略)

5. 高知県における経済社会圏域設定の基本構想

(1) 高知県の経済社会発展の方向(略)

(2) 交通輸送基盤整備の見通し(略)

(3) 人口移動と通勤、通学圏(略)

(4) 圏域設定の基本構想

高知県内の地域区分ないし圏域設定については、地域開発上の要請からも、すでにいくつかの試みがなされている。たとえば伝統的な行政区域に根ざすもの、工業開発の要請に基づくもの、基幹的な道路交通網を軸とするもの、水系別に形成されるもの、さらには都市機能を中心とするものなどがそれぞれ、それぞれの存在理由に基づき重層的に設定され、または、設定の試みがなされている。

ここに提案する経済社会圏域は、その発想を過疎対策上の要請においたものであるが、これら既存の考え方も参考にし、現実の社会経済上の条件と長期的な経済社会の発展の方向等を総合的に配慮しつつ、その設定を行なったものである。

① 中核都市圏

② 地方都市圏

前述の交通輸送基盤整備の見通し、人口移動と通勤通学圏あるいは前図表17(略)の時間距離図をみても明らかなように、高知県の地方都市圏は、東部、中央部、西南部の3圏域とすることが適当であると考えられる。また、各地方都市圏には複数の地方都市があるが、これらは、それぞれの特性に応じた機能を補完分担することとなろう。

- a 中央地方都市圏
- b 安芸地方都市圏
- c 幡多地方都市圏

この圏域は、4のケース・スタディで述べたように、高知県の西南部に位置し、3市4町3村からなる地域(旧幡多郡の地域)であるが、中村が大方との強い一体性を保持しつつ、行政的な機能をにない、宿毛、清水がそれぞれ産業および観光機能を分担することとなろう。

なお、北端の3町村については、中村市との交流がきわめて弱く、国鉄窪江線が完成すれば、高知市との連けいをいっそう強めるであろうことから、この圏域に包含することは実態にそぐわない面があり、特性のある核集落・まちの育成が必要であろう。

市町村	中村市	宿毛市	清水市	佐賀町	大方町	大正町	十和村	西土佐村	大月町	三原村
総世帯数	35年 40年 (40/35)	35年 40年 (40/35)	35年 40年 (40/35)	35年 40年 (40/35)	35年 40年 (40/35)	35年 40年 (40/35)	35年 40年 (40/35)	35年 40年 (40/35)	35年 40年 (40/35)	35年 40年 (40/35)
総農家数	35年 40年 (40/35)	35年 40年 (40/35)	35年 40年 (40/35)	35年 40年 (40/35)	35年 40年 (40/35)	35年 40年 (40/35)	35年 40年 (40/35)	35年 40年 (40/35)	35年 40年 (40/35)	35年 40年 (40/35)
総人口	35年 40年 (40/35)	35年 40年 (40/35)	35年 40年 (40/35)	35年 40年 (40/35)	35年 40年 (40/35)	35年 40年 (40/35)	35年 40年 (40/35)	35年 40年 (40/35)	35年 40年 (40/35)	35年 40年 (40/35)
農家人口	35年 40年 (40/35)	35年 40年 (40/35)	35年 40年 (40/35)	35年 40年 (40/35)	35年 40年 (40/35)	35年 40年 (40/35)	35年 40年 (40/35)	35年 40年 (40/35)	35年 40年 (40/35)	35年 40年 (40/35)
専業農家数	35年 40年 (40/35)	35年 40年 (40/35)	35年 40年 (40/35)	35年 40年 (40/35)	35年 40年 (40/35)	35年 40年 (40/35)	35年 40年 (40/35)	35年 40年 (40/35)	35年 40年 (40/35)	35年 40年 (40/35)

市町村	中村市	宿毛市	土清水市	佐賀市	大方町	大正町	十和村	西土佐村	大月町	三原村
兼業農家数										
35年	3,250	2,550	3,825	648	1,521	564	807	928	2,031	509
40年	3,007	2,476	2,809	568	1,527	542	774	858	1,699	556
(40/35)	92.5	97.1	73.4	87.7	100.4	96.1	95.9	92.5	83.7	102.2
第一種兼業										
35年	1,662	925	626	172	661	323	463	543	755	348
40年	1,560	916	450	184	636	216	402	405	458	271
(40/35)	93.9	92.0	71.9	107.0	96.2	66.9	86.8	74.6	60.7	77.9
第二種兼業										
35年	1,588	1,625	3,199	476	860	241	344	385	1,276	161
40年	1,447	1,560	2,359	384	891	326	372	453	1,241	285
(40/35)	91.1	96.0	73.7	80.7	103.6	135.3	108.1	117.7	97.3	177.0

3-2 総農家戸数に占める栽培・飼養・保育作目別農家数
(昭和35年)

市町村	中村市	宿毛市	土清水市	佐賀市	大方町	大正町	十和村	西土佐村	大月町	三原村
総農家戸数	4,190	3,494	4,236	755	2,126	612	942	1,030	2,342	633
兼業農家数	3,250	2,550	3,825	648	1,521	564	807	928	2,031	509
第一種兼業	1,662	925	626	172	661	323	463	543	755	348
乳用牛飼養農家	54	30	6	2	54	1	2	1	4	—

内用牛飼養農家	2,353	1,421	859	340	995	359	558	583	456	339
馬飼	136	160	303	8	98	29	5	—	340	15
豚飼	415	413	1,049	305	468	18	41	25	571	286
めん羊	47	124	36	2	200	44	14	34	44	19
山羊	123	99	275	11	116	34	18	20	106	36
にわとり	2,355	1,479	1,485	330	1,213	409	587	617	899	387
養蚕	115	29	7	—	10	8	97	249	—	3
水稻收穫戸数	3,829	2,493	1,954	594	1,759	540	853	943	1,070	597
大麦、ばたか麦	2,492	2,590	3,923	456	1,786	479	889	747	2,339	245
馬鈴薯收穫戸数	414	467	813	249	478	244	487	274	12	61
秋	65	123	258	21	129	9	5	12	5	68
甘藷收穫戸数	3,620	3,270	4,172	745	2,063	560	911	927	2,262	610
だいた	1,351	393	1,480	107	1,543	346	584	435	117	176
末	84	12	75	8	1	5	2	7	1	4
あずき收穫農家	864	675	2,527	143	949	238	354	149	1,555	267
果樹園保有農家	710	266	171	249	234	43	25	23	30	14
茶園	32	9	46	17	2	43	28	1	2	20
桑園	110	18	8	4	13	9	106	284	—	3
山林	2,973	1,983	1,963	594	1,142	522	857	892	118	483
林産物販売農家	1,305	327	531	128	470	272	458	475	67	201

(昭和40年)

(単位：戸)

市町村 項目	中村市	宿毛市	土清水市	佐賀町	大方町	大正町	十和村	西土佐村	大月町	三原村
農家総戸数	3,591	2,989	3,093	667	1,922	566	898	948	1,953	593
兼業農家数	3,007	2,476	2,809	568	1,527	542	774	858	1,699	556
第一種兼業	1,560	916	450	184	636	216	402	405	458	271
乳用牛飼養農家	46	73	28	22	33	4	1	0	56	2
肉用牛	1,307	890	817	155	764	230	389	234	509	262
馬	11	30	91	—	10	—	—	—	107	—
豚	327	420	510	275	448	15	19	25	268	244
めん羊	9	25	7	—	3	5	1	4	20	3
山羊	43	37	82	4	66	12	5	3	13	30
にわとり	1,100	449	769	186	826	230	358	415	364	245
養蚕	73	14	4	—	8	5	112	265	2	3
水稻収穫戸数	3,345	2,249	1,565	480	1,616	509	808	865	934	555
大麦、はだか麦	790	844	1,320	31	1,043	145	671	294	1,569	45
馬鈴薯	221	206	204	75	444	85	220	197	81	23
甘藷	2039	2334	2801	623	1,809	486	837	746	1,793	541
だいず	755	178	813	6	976	95	280	303	209	90
あずき収穫農家	558	226	905	5	863	47	136	165	320	180
果樹園保有農家	1,049	611	381	299	507	89	132	197	290	34

— 100 —

茶園保有農家	24	5	35	1	—	24	89	4	2	16
桑園	125	25	5	—	9	6	135	318	2	2
草地	77	11	77	1	3	117	207	63	3	42
山林	2,810	1,793	1,619	556	1,126	489	820	846	875	447
人工林	2,030	1,182	879	336	625	395	703	696	396	370
林産物販売農家	562	142	245	114	112	80	99	134	61	54

3-3 総農家戸数に占める栽培・飼養・保有作物別農家戸数の割合

(昭和55年)

(単位：%)

市町村 項目	中村市	宿毛市	土清水市	佐賀町	大方町	大正町	十和村	西土佐村	大月町	三原村
総農家戸数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
兼業農家戸数率	77.6	73.0	90.3	85.8	71.5	92.2	85.7	90.1	86.7	80.4
第一種兼業率	39.7	26.5	14.8	22.8	31.1	52.8	49.2	52.7	32.2	55.0
乳用牛飼養農家率	0.8	0.9	0.1	0.3	2.5	0.2	0.2	0.1	0.2	—
肉用牛	56.2	40.7	20.3	45.0	46.8	58.7	59.2	56.6	19.5	53.6
馬	3.2	4.6	7.2	1.1	4.6	4.7	0.3	—	14.5	2.4
豚	9.9	11.8	24.8	40.4	22.0	2.9	4.4	2.4	24.4	45.2
めん羊	1.1	3.5	0.8	0.3	9.4	7.2	1.5	3.3	1.9	3.0
山羊	2.9	2.8	6.4	1.5	5.5	5.6	1.9	1.9	4.5	5.7
にわとり	56.2	42.3	35.1	43.7	57.1	66.8	62.3	59.9	38.4	61.1

— 101 —

市町村	中村市	宿毛市	土清水市	佐賀市	大方町	大正町	十和村	西土佐村	大月町	三原村
養蚕飼養農家率	2.7	0.8	0.2	—	0.5	1.3	10.3	24.2	—	0.5
水稲収獲戸数率	91.4	71.4	46.1	78.7	82.7	88.2	90.6	91.6	45.7	94.3
大麦、はだか麦	59.5	74.1	92.6	60.4	84.0	78.3	94.4	72.5	99.9	38.7
馬鈴薯収獲戸数率	9.9	13.4	19.2	33.0	22.5	39.9	51.7	26.6	0.5	9.6
だいず	1.6	3.5	6.1	2.8	6.1	1.5	0.5	1.2	0.2	10.7
甘藷	86.4	93.6	98.5	98.7	97.0	91.5	96.7	90.0	96.6	96.4
だいず	32.2	11.2	34.9	14.2	63.2	56.5	62.0	42.2	5.0	27.8
あずき	2.0	0.3	1.8	1.1	0	0.8	0.2	0.7	0	0.6
果樹園保有農家率	20.6	19.3	59.7	18.9	44.6	38.9	37.6	14.5	66.4	42.2
茶園	16.9	7.6	4.0	33.0	11.0	7.0	2.7	2.2	1.3	2.2
桑園	0.8	0.3	1.1	2.3	0.1	7.0	3.0	0.1	0.1	3.2
山林	2.6	0.5	0.2	0.5	0.6	1.5	11.3	27.6	—	0.5
林産物販売農家	71.0	56.8	46.3	78.7	53.7	85.3	91.0	86.6	5.0	76.3
	31.1	9.4	12.5	17.0	2.1	44.4	48.6	46.1	2.9	31.8

(昭和40年)

(単位：%)

市町村	中村市	宿毛市	土清水市	佐賀市	大方町	大正町	十和村	西土佐村	大月町	三原村
総農家戸数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
農業農家戸数率	83.7	82.6	90.6	85.2	79.4	95.8	86.2	90.5	87.0	93.8

第一種農業戸数率	45.4	30.6	14.5	27.6	33.1	30.2	44.0	42.7	23.5	45.7
乳用牛飼養農家率	1.3	2.4	0.9	3.3	1.7	0.7	0.1	0	2.9	0.5
肉用牛	36.4	29.8	26.4	23.2	39.8	40.6	43.3	24.7	26.1	44.2
馬	0.3	1.0	2.9	—	0.5	—	—	—	5.5	—
豚	9.1	14.1	16.5	41.2	23.3	2.7	2.1	2.6	13.7	41.1
めん羊	0.3	0.8	0.2	—	0.2	0.9	0.1	0.4	1.0	0.5
山羊	1.2	1.2	2.7	0.6	3.4	2.1	0.6	0.3	0.7	5.1
にわとり	30.6	15.0	24.9	27.9	45.0	40.6	39.9	43.8	18.6	41.3
水稲収獲戸数	93.1	75.2	50.6	72.0	84.1	89.9	90.0	91.2	47.8	93.6
大麦、はだか麦	22.0	28.2	42.7	4.6	54.3	25.6	74.7	31.0	80.3	7.6
馬鈴薯	6.2	6.9	6.6	11.2	23.1	15.0	24.5	20.8	4.1	3.9
甘藷	56.8	78.1	90.6	93.4	94.1	85.9	93.2	78.7	91.8	91.2
だいず	21.0	6.0	26.3	0.9	50.8	16.8	31.2	32.0	10.7	15.2
あずき	15.5	7.6	29.3	0.7	45.9	8.3	15.1	17.4	16.4	30.4
果樹園保有農家率	29.2	20.4	12.3	44.8	26.4	15.7	14.7	20.8	14.8	5.7
茶園	0.7	0.2	1.1	0.1	—	4.2	9.9	0.4	0.1	2.7
桑園	3.5	0.8	0.2	—	0.5	1.1	15.0	33.5	0.1	0.3
草地	2.1	0.4	2.5	0.1	0.2	20.7	23.1	6.6	0.2	7.1
山林	78.3	60.0	52.3	83.4	58.6	86.4	91.3	89.2	44.8	75.4
人工林	56.5	39.5	28.4	50.4	32.5	69.8	78.3	73.4	20.3	62.4
林産物販売農家率	15.7	4.8	2.9	17.1	5.8	14.1	11.0	14.1	3.1	9.1

3-4 保有山林規模別農家数 —35年と40年—

市町村 年	中 村 市		宿 毛 市		土佐清水市		佐 賀 町		大 方
	340年	335年	40	35	40	35	40	35	40
保有山林規模別農家数									
総 数	2,810	2,973	1,793	1,983	1,619	1,963	556	594	1,126
～ 0.1ha	146	—	47	—	115	—	18	—	76
0.1 ～ 1	1,146	1,325	661	873	823	1,086	183	218	633
1 ～ 3	785	845	583	566	408	525	135	155	266
3 ～ 5	254	273	178	209	93	143	87	80	89
5 ～ 10	254	282	146	149	88	124	76	77	42
10 ～ 20	146	162	93	89	50	53	41	44	12
20 ～ 30	44	51	33	48	21	14	9	15	3
30 ～ 50	21	20	29	22	16	11	5	3	2
50 ～ 100	11	12	14	15	3	3	2	2	2
100 ～	3	3	9	12	2	4	—	—	1

(単位 戸)

町	大 正 町		十 和 村		西土佐村		大 月 町		三 原 村	
	35	40	35	40	35	40	35	40	35	40
35	489	522	820	857	846	892	875	118	447	483
—	3	—	9	—	9	—	27	—	20	—
719	59	74	98	118	118	134	466	15	176	209
281	112	110	160	169	198	236	257	6	125	149
82	55	69	120	144	121	155	63	3	51	60
34	93	99	217	224	213	182	25	59	55	38
15	94	101	166	155	119	115	18	21	15	19
5	31	32	35	35	38	42	8	9	2	5
2	25	21	12	10	20	16	5	2	3	1
3	13	13	3	2	6	9	5	2	—	2
1	4	3	—	—	4	3	1	1	—	—

3-5 保有山林規模別農家数構成比

市町村 年	中 村 市		宿 毛 市		土佐清水市		佐 賀 町		大 方
	840年	855年	40	55	40	55	40	55	40
保有山林規模別農家数構成比									
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
～ 0.1 ha	5.2	—	2.6	—	7.1	—	3.2	—	6.7
0.1 ～ 1	40.9	44.6	37.0	44.1	50.9	55.3	32.9	36.7	56.2
1 ～ 5	27.9	28.4	32.5	28.5	25.2	26.7	24.3	26.1	25.6
5 ～ 5	9.0	9.2	9.9	10.5	5.7	7.3	15.6	13.5	7.9
5 ～ 10	9.0	9.5	8.1	7.5	5.4	6.3	13.7	13.0	3.7
10 ～ 20	5.2	5.4	5.2	4.5	3.1	2.7	7.4	7.4	1.1
20 ～ 30	1.6	1.7	1.8	2.4	1.3	0.7	1.6	2.5	0.5
30 ～ 50	0.7	0.7	1.6	1.1	1.0	0.6	0.9	0.5	0.2
50 ～ 100	0.4	0.4	0.8	0.8	0.2	0.2	0.4	0.5	0.2
100 ～	0.1	0.1	0.5	0.6	0.1	0.2	—	—	0.1

(単位 %)

町	大 正 町		十 和 村		西 土 佐 村		大 月 町		三 原 村	
85	40	35	40	35	40	35	40	35	40	35
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
—	0.6	—	1.1	—	1.1	—	3.1	—	4.5	—
12.9	12.1	14.2	12.0	13.8	13.9	15.0	53.1	12.7	39.3	43.4
24.6	23.0	21.1	19.5	19.7	23.3	26.5	29.4	5.1	28.0	30.8
12	11.2	13.2	14.6	16.8	14.3	17.4	7.2	2.5	11.4	12.4
10	19.0	19.0	26.4	26.1	25.2	20.4	2.9	50.1	12.3	7.9
15	19.2	19.3	20.2	18.1	14.1	12.9	2.1	17.8	3.4	3.9
0.4	6.3	6.1	4.3	4.1	4.5	4.7	0.9	7.6	0.4	1.0
0.2	5.1	4.0	1.5	1.2	2.4	1.8	0.6	1.7	0.7	0.2
0.3	2.7	2.5	0.4	0.2	0.7	1.0	0.6	1.7	—	0.4
0.1	0.8	0.6	—	—	0.5	0.3	0.1	0.8	—	—